

## 1月企画運営委員会次第

日 時 平成 25 年 1 月 10 日(木)15:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) かながわライフサポート事業について (県社協)
  - (2) 平成 24 年度全国保育組織正副会長等会議の概要について  
(12月13日・14日 全社協「灘尾ホール」)
  - (3) 3月定時総会及び4月定時総会の開催について
  - (4) 新年懇親会の開催について
  - (5) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース No12-08、12-09
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

※2月企画運営委員会 (予定) 13:00  
平成 25 年 2 月 13 日(水)15:00～ 県社会福祉会館第2研修室

3月企画運営委員会 (予定)  
平成 25 年 3 月 14 日(木)13:00～ 県社会福祉会館会議室

3月定時総会 (予定)  
平成 25 年 3 月 14 日(木)15:00～ 県社会福祉会館会議室

## 報告

### 全国保育協議会 保育施策検討特別委員会「検討・作業チーム」の現時点での整理

2012.11.19 全国保育協議会

#### 【整理の前提】

民自公三党合意による、今般の子ども・子育て関連 3 法の成立・公布のなか、地域や社会の要請・意向に沿った事業展開を当然に考えるべき前提はあるが、児童福祉の位置づけにある保育の本質は、制度や時代の変化のなかでも揺るぎなきものである。

法に規定のとおり、保育所は児童福祉施設であり、新・幼保連携型認定こども園は児童福祉施設と学校の位置づけを併せ持つものである。

また、現行の保育所保育指針と幼稚園教育要領双方に、保育が位置付けられている。このことは、学校教育法第 22 条も含めて、就学前児童に対しては厳に保育が存在することを示している。

就学前のすべての子どもに対し、個別的な成長や発達を鑑みた一定の計画をふまえ、家庭との連携もあわせもった安定した養護のいとなみを土台として日々の生活体験等に基づく教育を一体的に行うことが保育である。

園での生活が長時間であれ短時間であれ、安心できる保育士等との関係の下で、子どもは、情緒の安定や大人への信頼感を醸成し、自己肯定感を得るとともに他者との共生について心を育んでいく。

このことが人格形成の礎となる。

この、0～5 歳を通じた支援が、少子化と人口減少社会においても、わが国の「人づくり」の基礎となり得るものである。

保育所は児童福祉施設として、1 日を通じて子どもの生活を支える保育の実践を積み重ねてきており、今後も継続されるものである。

一方で、新・幼保連携型認定こども園へ移行した後も、児童福祉施設の位置づけは有する。

したがって、保育の提供は変わらずに行われることから、養護と教育が一体となった保育をベースとして学校教育がひとつながりのもとに行われることを前提とすべきであり、園における子どもの生活では、養護的な側面と教育的な側面は 1 日を通じて不可分・不分離である。

新・幼保連携型認定こども園においては、教育課程の編成に基づく学校教育の提供が主とした新たな機能となるが、それは、単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育であってはならない。

いずれの事業類型にあっても、児童福祉施設の位置づけを忘れてはならないことが重要である。

## 1. 新制度の概要（現行からの変更点）と影響の想定

### (1) 保育所

- ① 改定された児童福祉法第 24 条第 1 項に、市町村の保育実施義務が規定。
- ② 同項では、『市町村は、（中略）乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（中略）において保育しなければならない。』と規定。
- ③ 同項条文上の『次項』には、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が規定。
- ④ 民間保育所運営費（委託費）は、子ども・子育て支援法本則上では施設型給付へ一本化。ただし、附則による除外規定により、「当分の間（児福法 24 条第 1 項とセット）」は、市町村が事業者に対して支払う。
- ⑤ 保育所利用は、現行どおり市町村へ申込を行うが、原則として事前に「保育の必要性認定」が必須となる変更。
- ⑥ 個人給付の新・幼保連携型認定こども園や地域型保育給付の各事業では事業所との直接利用契約となり、利用申込時期に保育所と差異が生じることが想定。
- ⑦ 保育所の設置主体は、企業・NPO 等の参入に係る規定は現行どおりであるのに加え、需要に機動的に対応するものとして認可制度を前提とする仕組みへ変更（外形基準を満たせば認可される原則）。 ※新・幼保連携型認定こども園の設置主体には制限あり。
- ⑧ 地域の実情に即した保育や子育て支援の展開として、19 人以下の小規模保育についても給付上に規定。また、多様な各種事業を組み合わせた地域保育型子育て支援事業などで郡部の子育て支援機能の維持をはかることを制度上で想定。

### (2) 新・幼保連携型認定こども園

- ① 保育所からの移行義務付けはないものの、民自公三党合意をふまえ、「児童福祉施設(第 2 種社会福祉事業)と学校の位置づけ」を併せ持つ類型として規定。
- ② 上記のことから、これまで保育所が積み重ねた実践をもって対応可能（児童福祉〔保育〕をベースとしながら、ひとつながりに教育課程編成に基づく学校教育の提供と、一層の子育て支援事業の展開が必要）。
- ③ 社会や地域の要請をふまえ、わが国の子どもの保育・学校教育の質向上のために保育所が新たな仕組みの中で取り組む姿勢を打ち出すことで、社会の理解と賛同を得ることが可能。
- ④ 労働施策の一端のみを担うのではなく、移行後も子どもの最善の利益が第一であるとの姿勢が必要。

## 2. 保育所を継続した場合のメリットと考えられる事項

- (1) 児童福祉に特化した事業運営のもと、より地域の子ども・子育てに係る支援等のニーズを捉えやすくなること。
- (2) 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により、行政の継続的関与が担保されること。

### 【保育所として事業継続した場合の、今後の事業展開イメージ】

- ① きめ細かな児童福祉を実践する位置づけを基本(児童福祉に重点化・特化した展開)
- ② 既存の保育所を柱に、地域の実情や子育て家庭のニーズもふまえた小規模保育事業等を複数展開する(「箱形保育(福祉)」にとどまらず、既存の保育所を中心とした「エリアカバー型保育(福祉)」の実践)
  - ※ 子育て支援、障害児福祉、虐待予防、放課後児童対策(障害児含)、待機児童対策などを含めた多機能化をめざす。
  - ※ 被虐待児(疑いがある場合含む)はもちろん、障害児への対応について、保育所はとくにイニシアティブをとるべき立場にたって、困難事例等に対応する。
  - ※ 上記多機能化を可能とする、一定条件(福祉事業目的)の下での経理区分間資金移動(施設間流用)を可能とし、本部会計繰り入れによる本部機能の充実をめざす。
- ③ 公立保育所の事業展開では、(公私立の区別なく、保育所としてその機能や役割に違いはないとの前提に立ち)、町全体を 1 つとして捉え、上記エリアカバー型保育を自治体自らが、その有する施設や機能を融合することで規模の優位性(スケールメリット)を発揮しながら推進(地域の民間保育所と連携した展開も含む)

## 3. 新・幼保連携型認定こども園へ移行した場合のメリットと考えられる事項

- (1) 社会や地域の要請をふまえ、わが国の子どもの保育・学校教育の質向上のために、新たな仕組みの中で取り組む姿勢を打ち出すことで、社会の理解と賛同を得ることが可能なこと。
- (2) 保護者のニーズをふまえ、地域性(幼稚園が少ないまたは存在しない地方部含)もカバーした子育て支援の対応がはかれること。
- (3) 保育教諭の移行において、保育士のステップアップ・キャリアアップへの視点も広がること。

### 【新・幼保連携型認定こども園へ移行した際の、今後の事業展開のイメージ】

- ① 一体的な養護と教育からなる保育をベースとして、学校教育を「ひとつながり」に展開
  - ※ 園における子どもの生活では、養護的な側面と教育的な側面は 1 日を通じて不可分・不分離であることを前提。
  - ※ 学校教育は、いわゆる早期教育とならないように留意。
- ② 教育課程の編成に基づく学校教育の提供
  - ※ 次の項目に留意する→「0～5 歳の発達過程」、「個別計画的な考え方」、「教育課程に基づく教育活動」、「日中・週間・月間の活動計画」、「異年齢の学級編成・保育」、「小学校との連携」
- ③ 一層の子育て支援事業の展開(保育を必要としない子も含む)
  - ※ 「相談機能」、「交流の場」、「子育て関連の情報提供」、「関係機関との連携」、「地域の子育て支援団体との協力」→これらを実践・コーディネートできる人材の育成も含む
- ④ 被虐待児(疑いがある場合含む)はもちろん、障害児への対応について、保育所からの移行園は、とくにイニシアティブをとり、「困難事例等」に対応していく。
- ⑤ 災害や伝染病への対応について、児童福祉施設であるからこそ即時の臨時休業は行うべきではない。自治体との事前協議もふまえ、一定の条件を付した上で開所の対応をする。

4. 課題ならびにデメリットと考えられる事項

※事業展開に係る課題、留意点、展開イメージは、前ページの破線枠内参照。

項目	(1)保育所として事業継続の場合	(2)新・幼保連携型認定こども園へ移行の場合	(3)保育所、新・幼保連携型認定こども園に共通
①運営費・給付 (その1)	<p>ア) 単価(運営費、公定価格)に関し、いわゆる共通利用時間の部分で新・幼保連携型認定こども園との間で差が生じること。 ※保育時間と学校教育時間の部分の差異</p> <p>イ) 8時間/11時間開所および、22日/25日開所に係る運営費設定の是正</p> <p>ウ) 現行各種加算の新給付への継続</p> <p>エ) 「安心こども基金の継続・充実」を新制度施行までの間と限定しない方向で意見を述べる必要性。</p> <p>オ) 地方分権推進により、首長の意向や地方の実態に即した保育施策の展開から、委託費(保育所運営費)が一般財源化される可能性が否定できないこと。</p>	<p>ア) 公定価格に関する試算は、前提条件を厚労省との情報交換の中で得た上で、必要な給付に関する意見を整理。《25年1月実施の経営実態調査集計期間に厚労省と意見交換》</p> <p>※ 学級で編成される短時間利用部分(学校教育部分)の職員配置基準と、長時間利用(保育部分)にわたる職員配置基準をふまえて雇用形態、勤務シフト等について整理し、必要な給付額の試算に反映</p> <p>※ 3歳児の配置基準が20:1から15:1へ改正の方向が大臣答弁等に見えるが、この点の評価ならびに、学級には35:1の配置基準があることをふまえて、意見を整理。</p> <p>※ 3歳以上の主食費の取り扱いについて、給付でカバーされるように意見を整理。</p> <p>イ) 設置主体が、「国・自治体・社会福祉法人・学校法人」に限定されたことにより、配当による公金の流出や事業撤退時の資産の取り扱い等に関する懸念が解消されたことから、『新・幼保連携型認定こども園における施設型給付には減価償却費相当を組み込まず、現行の施設整備費補助を維持すべき』との意見を表明。</p>	

項目	(1)保育所として事業継続の場合	(2)新・幼保連携型認定こども園へ移行の場合	(3)保育所、新・幼保連携型認定こども園に共通
①運営費・給付 (その2)		<p>ウ) 自治体への給付請求の手順、様式、データ管理、時期（月1回か複数回か含む）も含めて、今後提示される案をふまえて、意見を整理する必要。</p> <p>エ) 上乗せ徴収のあり方について、「質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準に基づく公定価格の設定」という点を併せ考えた上で意見を整理。</p> <p>オ) 利用者負担の直接徴収について、その手順や必要な様式の整理とともに、未収対応についての整理が必要（法律上は、児童福祉法第56条①に地方税の滞納処分の例による処分可能と規定）。</p> <p>カ) 自治体によって、保育所への単独補助（単補助など）が現行で設定されている場合、移行後に給付が停止されることを避けるための要望等が必要。</p>	

項目	(1)保育所として 事業継続の場合	(2)新・幼保連携型認定こども園へ移行の場合	(3)保育所、新・幼保連携型認定こども園に共通
②基準		<p>ア) 新・幼保連携型認定こども園は児童福祉施設と学校の位置づけを併せ持つものと位置づけられた。</p> <p>従前から、現行の保育所保育指針と幼稚園教育要領の双方に、「保育」が位置づけられており、このことは、学校教育法第 22 条も含めて、就学前児童に対しては厳に保育が存在していることを明らかにしている。</p> <p>園における子どもの生活では、養護的な側面と教育的な側面は 1 日を通じて不可分・分離のひとながりのものであるからこそ、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」について、保育所保育指針を基本とすべきとの意見を発信する。</p> <p>イ) 基準設定に係る焦点は「運動場（屋外遊技場）の面積」と「耐火上の上乗せ基準」である。</p> <p>ウ) 定員が少ないほど（学級数が少ないほど）児童 1 人あたりの運動場面積が広く必要となる点について、現行制度での保育所からの移行に特例が規定されている点も鑑みた意見の整理。</p> <p>エ) 利用契約ならびに利用料徴収等が園で直接に行われることに鑑みた「事務体制の構築」と、それにもなう給付設定の要望。</p>	<p>ア) 3 歳未満児への給食外部搬入について、アレルギー除去食や離乳食対応などをはじめとする細やかな対応が必要であり、反対意見を表明する（本年度中に公立保育所で実施中の特区評価をふまえて整理）</p> <p>イ) 参議院での附帯決議に記載された「大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。」の運用にあたって、地域格差を生じないための意見を整理することが必要。</p> <p>※子どもの利益の視点から「少なくとも待機児童存在時の暫定的取扱い」とすべきとの整理。</p> <p>ウ) 人員配置基準の引き上げのみならず、保育士（保育教諭）以外の職員体制の強化</p> <p>エ) （上記ウも含め）全体の質の改善につながる新たな基準作りと限られた財源のなかでの給付との関係性</p>

項目	(1)保育所として事業継続の場合	(2)新・幼保連携型認定こども園へ移行の場合	(3)保育所、新・幼保連携型認定こども園に共通
③認可・確認	<p>ア) 事実上の認可制の導入で、多様な経営主体がさらに参入しやすくなること。</p> <p>※潜在利用者の過度な掘り起こしによって、就学前児童の養育の過度な外部化、施設依存への誘導がなされる懸念。</p>		<p>ア) 需給調整の際の事業継続の取り扱いが、法律のみの規定では不透明であること。</p> <p>イ) 明確な撤退規制の厳格化(需給不均衡の場合のみに限る等の条件設定)</p>
④利用申込	<p>ア) 事業によって利用申込時期が異なり、利用者確保への影響が想定されること。</p> <p>※ 新・幼保連携型認定こども園や地域型保育給付に関する事業は個人給付かつ直接契約であり、利用者を集める営業活動を行うことが可能。</p> <p>一方、市町村からの委託である保育所利用申込は市町村へ行うことから、保育所の利用申込時期より前に個人給付型の施設・事業が利用者を集めることが想定される(営業活動の効果が少ない、結果として特に過疎地域においては影響が大きくなる想定)</p>	<p>ア) 利用契約書類等について、記載すべき事項の整理をするとともに、現行で保育所が使用している各種様式の活用も含めた整理。</p>	



項目	(1)保育所として事業継続の場合	(2)新・幼保連携型認定こども園へ移行の場合	(3)保育所、新・幼保連携型認定こども園に共通
⑤給与改善 処遇改善 人材確保 資格取得 (その1)	ア) キャリアパス制度の構築(*)や各分野の専門知識等の習得による専門保育士化をはかり、保育士のモチベーションの向上をはかる(全国保育士会での検討をふまえ)。 (* )資質向上のプロセスの明確化と、それにもなう給与引き上げの一般的な仕組みの整理	ア) 保育教諭への5年間の移行期間における要件整理の点では、「良好な勤務成績に関する『最低在職年数』と、「大学等において修得することを必要とする『最低単位数』」の設定内容が焦点であり、全国保育士会における早急な意見の整理をもって、全保協と協働で意見を発する。 イ) その際、「中央教育審議会で教諭免許取得の修士化が提言されている点」、「教諭免許の更新研修(免許の有効期間10年の最終2年間で約30時間の研修)が必要となる点」をふまえたステップアップ研修やキャリアアップシステムの運用等について、全国保育士会の検討を反映して意見を整理する(キャリアパスの認知により、要件緩和や研修権を確保)。	ア) 職員給与に関して、社会の平均給与との格差是正をはかるための予算確保並びに、法人における適切な分配率の設定(給与の引き上げ)。 ※ 分配率は、収支差率と表裏 ※ 適正な賃金の引上げが安定した保育士等の雇用につながり、結果として良質の保育・学校教育を継続的に担保。 イ) 介護や障害事業に見られた「処遇改善交付金」の要件に類する人事管理の取り組みをもつての処遇改善(給与改善)に係る要望を行う。 ウ) 保育士等の研修機会の確保・設定に関し、良質の保育を受けることは、国民の権利につながるのと視点から要望を行う。 エ) 円滑な採用のため、養成校とも連携し、資格(免許)取得予定者に対する法人・保育所の理念・事業方針や、現場での業務内容・先輩職員の活躍状況も含めた「先が見える」情報の詳細な発信・伝達。

項目	(1)保育所として事業継続の場合	(2)新・幼保連携型認定こども園へ移行の場合	(3)保育所、新・幼保連携型認定こども園に共通
⑤給与改善 処遇改善 人材確保 資格取得 (その1)			<p>オ) 現任職員の就業モチベーション維持・向上をはかる目標設定や面接等の人事管理推進も併進。</p> <p>カ) 潜在保育士の採用促進および就業意向内容に基づく配置</p> <p>キ) 保育士の確保が難しい点から、一定の研修を経た資格を有さない人材を配置基準以上に上乗せ換算するとの方向へ話が及ぶ危惧（保育士が確保できない＝待機児童解消も叶わない）の、待機児童解消と保育の質の対立構造）</p> <p>※ 短時間保育士の比率を引下げることが可能とする委託費(公定価格)の設定。</p> <p>※ 一方で、短時間利用児増加に対応する勤務シフトを構築</p> <p>ク) 保育士養成校の実習担当者に、非常勤で園の保育士を配置させ、研修・育成能力を持った保育士の養成（資質向上）や、保育士の活躍範囲を拡大する仕組みを構築することを検討。</p>

項目	(1)保育所として事業継続の場合	(2)新・幼保連携型認定こども園へ移行の場合	(3)保育所、新・幼保連携型認定こども園に共通
⑥適正な事業運営		<p>ア) 自己評価の義務付けに関し、第三者評価の基準（ガイドライン）に沿った取り組みを進めることで、統一的な尺度によって社会からの評価を得やすくなる点がある。</p> <p>イ) 一方、単に既定の基準に沿って評価するのではなく、自園で評価ツールを作成する取り組みが非常の効果の高い研修となる点をあわせて考える必要がある。</p>	<p>ア) 質の向上を目的とした園情報の公表促進や、第三者評価等の受審促進</p>
⑦利用者支援			<p>ア) 保育認定から利用申し込みについて一連の流れを説明できる職員の養成。</p> <p>イ) 保育の必要性の認定区分に関し、利用者の多様な事情が反映されるよう、自治体および地方版子ども・子育て会議等における意見発信。</p> <p>ウ) 災害発生時や伝染病発生時の対応について、自治体との協議をふまえた事前計画の策定により、一定条件下での開所継続。</p> <p>エ) 利用者支援のための「子育て支援コーナー」の養成と活用。 ※保育所型への配置も可能とする要望</p>

<p>項目</p>	<p>(1)保育所として事業継続の場合</p>	<p>(2)新・幼保連携型認定こども園へ移行の場合</p>	<p>(3)保育所、新・幼保連携型認定こども園に共通</p>
<p>⑧行政への働きかけ</p>		<p>ア) (各自治体首長の意向に拠るが) 公 私連携型幼保連携型認定こども園の展 開拡大を想定した、地域の保育・学校 教育の定員維持に対する考え方、事業 展開に係る整理</p>	<p>ア) 現行設置されている合議体である児 童福祉審議会や学校教育審議会での 審議ではなく、地方版の「子ども・子育 て会議」設置要請と、各都道府県・指 定都市保協の参画確保が必須。</p>

## 一般社団法人神奈川県保育会定時総会の開催日程案について

### 1 3月定時総会（事業計画・予算案総会）

- ① 日 時 平成25年3月14日(木)15時～
- ② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室
- ③ 議 題
  - 議 案
    - ・ 平成25年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
  - 報告事項
    - ・ 関東ブロック保育協議会会長会の運営等について
    - ・ その他
- ④ 当日のスケジュール
  - ・ 10:30～ 理事会
  - ・ 13:00～ 企画運営委員会
  - ・ 15:00～ 総会

### 2 4月定時総会（事業報告・決算総会）

- ① 日 時 平成25年4月27日(土)11時10分～
  - ② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室
  - ③ 議 題
    - 報告事項
      - ・ 平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
      - ・ その他
  - ④ 当日のスケジュール
    - ・ 10:00～ 保育事業大会式典
    - ・ 11:10～ 総会
    - ・ 13:30～ 研究発表会
- ※ 4月企画運営委員会 4月11日(木)

# 新 年 懇 親 会 次 第

日 時 平成 25 年 1 月 10 日(木)17:30～  
会 場 ホテルキャメロットジャパン  
14 階「アネックス」

- 開 会 富田総務副委員長
- 1 開会のことば 宮田副理事長
  - 2 理事長あいさつ 萩原理事長
  - 3 来賓あいさつ  
・神奈川県 井上次世代育成課長  
・神奈川県社会福祉協議会 矢野常務理事
  - 4 乾 杯 富田相談役
- 懇 談 ・ 会 食 —
- 5 保育士会による楽しいゲーム
  - 6 中締め 伊澤副理事長
- 閉 会 富田総務副委員長

	地区	公私	保 育 園 名	氏 名	備 考
1			県保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課課長	井 上 従 子	
2			同 副課長	榊 原 友 二	
3			神奈川県社会福祉協議会常務理事	矢 野 敏 行	
4	理事長	私	大原保育園	萩 原 敬 三	
5	副理事長	私	長井婦人会保育園	宮 田 丈 乃	
6	副理事長	私	五反田保育園	伊 澤 昭 治	
7	相談役	私	岩瀬保育園	富 田 英 雄	
8	横須賀	私	和順保育園	渡 部 俊 賢	
9	鎌倉	私	オレンジ	富 田 知 敬	
10	鎌倉	私	こぼとナーサリー	飯 野 幸 江	
11	茅ヶ崎	私	中海岸保育園	岩 澤 貞 之	
12	茅ヶ崎	公	小和田保育園	中 茎 ケイ子	
13	平塚	私	真土すばる保育園	真 壁 洋 道	
14	平塚	公	金田保育園	石 山 みよ子	
15	小田原	私	山王保育園	都 築 顕 道	
16	小田原	公	豊川保育園	山 岡 壽 江	
17	秦野	私	やまゆり保育園	山 本 昇	
18	南足柄	私	華綾保育園	横 山 由美子	
19	厚木	私	岡田保育園	藤 田 理 恵	
20	厚木	公	もみじ保育園	成 田 美奈子	
21	大和	公	若草保育園	叶 秀 子	
22	伊勢原	私	林台保育園	高 橋 仁 史	
23	座間	私	座間保育園	渡 邊 廸 子	
24	綾瀬	公	綾南保育園	武 藤 初 美	
25			神奈川県保育会事務局	黒 澤 敏 江	

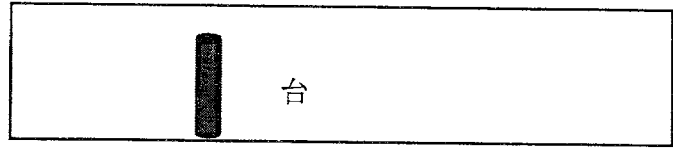
## 平成24年度神奈川県保育士会役員名簿

NO	地区	氏名	保育園名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	摘要
1	小田原	遠藤文子	公 城山乳児園	250-0045	小田原市城山2-1-5	0465-34-3227	0465-34-0469	会長 (総括)
2	伊勢原	高橋直子	私 比々多保育園	259-1104	伊勢原市坪ノ内80-1	0463-93-1390	0463-95-4448	副会長 (研修部)
3	小田原	譲原清美	私 小田原乳児園	250-0004	小田原市浜町1-2-15	0465-22-3523	0465-22-3524	広報部 リーダー
4	秦野	高橋晴美	私 ひまわり保育園	257-0033	秦野市室町3-23	0463-82-3405	0463-82-2837	広報部 サブリーダー
5	鎌倉	里委愛	私 たんぽぽ共同保育園	248-0036	鎌倉市手広2-18-27	0467-38-1688	0467-38-1689	広報部
6	藤沢	星野弘美	公 明治保育園	251-0057	藤沢市城南3-6-18	0466-36-1221	0466-36-1263	広報部
7	愛川	横山洋子	公 春日台保育園	243-0302	愛川町春日台2-11-3	046-285-0795	046-285-0890	広報部
8	平塚・中部	稲毛好恵	公 須賀保育園	254-0805	平塚市高浜台9-1	0463-21-0353	0463-21-0353	広報部
9	足柄上郡	服部絵美	私 酒田保育園	258-0025	足柄上郡開成町円通寺55-1	0465-82-2277	0465-82-7881	広報部
10	伊勢原	村上晶子	公 中央保育園	259-1131	伊勢原市伊勢原1-24-15	0463-95-2688	0463-95-4447	研修部 リーダー
11	綾瀬	巻島健佑	私 おとぎ保育園	252-1123	綾瀬市早川3067-5	0467-76-3841	0467-76-3842	研修部 サブリーダー
12	横須賀	別東みゆき	公 船越保育園	237-0068	横須賀市船越町6-69	046-861-3254	046-861-3254	研修部
13	茅ヶ崎	斉藤有希子	公 香川保育園	253-0082	茅ヶ崎市香川4-46-1	0467-57-6002	0467-57-6002	研修部
14	海老名	森田真由美	公 中新田保育園	243-0422	海老名市中新田4-19-1	046-232-3259	046-232-3324	研修部
15	南足柄	三木美穂	私 ふくざわ保育園	250-0111	南足柄市竹松636	0465-74-6573	0465-74-7052	研修部



平成25年神奈川県保育会・保育士会 新春懇親会 配置図

日時：平成25年1月10日(木)17:30～  
場所：ホテルキャメロットジャパン  
14階 アネックス



司会

矢野 県社協常務理事 井上 次世代育成課長

富田 相談役

榊原 次世代育成課副課長

7人

伊澤 副理事長

宮田 副理事長

萩原 理事長

司会

9人

9人

保育士会  
9人

保育士会  
8人

| 出入り口 |

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## 目 次

- ・「子ども・子育て支援新制度」に関する内閣府からの意見聴取に出席…………… 1
- ・第8回保育士養成課程等検討会が開催される～算定対象とされる施設、実務経験年数、受験内容・履修科目等の具体的な検討が始まる～…………… 4
- ・～幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する会議は、11月26日に開催される～…………… 5
- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」を改訂…………… 6
- ・安心こども基金に1,255億円を積み増し…………… 7

## ◆「子ども・子育て支援新制度」に関する 内閣府からの意見聴取に出席◆

去る11月27日に、内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室の主催による、「子ども・子育て支援新制度」に関する意見聴取が行われ、本会からは、小川会長、飯島、菊池、万田副会長が出席し、1時間にわたり要望説明と意見交換を行いました。

子ども・子育て関連3法の施行に向けた具体的な設計は、平成25年4月に内閣府に設置される「子ども・子育て会議」において検討が行われる予定であり、新制度は早ければ平成27年度から本格施行されることとなります。今回の関係者への意見聴取は、政府が、地方自治体や施設・事業者等の十分な準備期間を確保し、円滑な施行を実現できるよう、基本指針や必要な基準等の策定を可能な限り速やかに行うことが必要であると

し、それらの案を検討する際の参考とするため、平成24年度中に、関係団体等から意見を聴取する機会を設けたいとして、「子ども・子育て会議」に先立ち、行われたものです。

内閣府からの主な出席者は、山崎史郎政策統括官(共生社会政策担当)、長田浩志政策統括官付参事官、厚生労働省からは鈴木俊彦大臣官房審議官、定塚由美子雇用均等・児童家庭局総務課長、橋本泰宏保育課長、北山浩士同幼保連携推進室長、文部科学省からは関靖直大臣官房審議官、蝦名喜之初等中等教育局幼児教育課長、等が出席しました。

本会からは、保育士等の人材確保が困難である状況を『全国の保育所実態調査報告書』(全保協/平成24年9月)に基づいて説明するとともに、保育の質の向上には、保育士の処遇改善を最優先し、保育士等職員が安心して働き続けられる環境の整備が急務であることを要望しました。これについては、保育業界に入りたい人が一生そこで働けるイメージを描けるよう、その見通しが立てられるような制度にしていくことの重要性について、一定の理解の進展が図られたようでした。

さらに、本会から、公定価格の設定については、短時間・長時間利用者への配慮や、現行保育所の11時間および25日間開所の実態を反映させることが必要である等について、下記の意見書に基づき、要望を重ねました。

#### 【別紙】

平成24年11月27日

### 子ども・子育て支援新制度の 今後の制度設計にあたっての意見・要望

全国保育協議会・全国保育士会

#### 1. 人材確保等について

- ① 法の附則に示された保育士等の処遇の改善を最優先事項として実現することが必要です。とくに、人材確保につながる職員給与の改善など、性別を問わず安心して働き続けることができるための処遇改善が必要であり、このことが保育の質の向上につながります。
- ② より良質な保育の提供の実現のため、公私立を問わない施設職員の研修機会の確保・設定が必要です。
- ③ キャリアアップ制度の構築等、保育者のモチベーションの向上を図る仕組みの実現が必要です。
- ④ 保育士資格のみ有する者への幼稚園教諭免許取得のための特例措置について、厚生労働省における「幼稚園教諭実務経験者の保育士資格取得の検討」とバランスをとることが必要です。

## 2. 公定価格について

- ① 公定価格については、保育事業者による試算と十分な検討の機会が必要です。また、その際は、短時間利用ならびに長時間利用の保育料の設定について十分な配慮が必要です。
- ② 現行保育所における8時間/11時間開所ならびに、22日/25日開所に関する運営費設定の是正が必要です。
- ③ 現行制度上の各種加算は、新給付額に反映されることが必要です（民改費、機能強化推進費、障害児対応 他）。

## 3. 施設整備費について

- ① 私立保育所への委託費、保育所型・地方裁量型認定こども園への施設型給付費に減価償却費相当を参入することについては、事業撤退の際の財産帰属に関する整理がなされていないため反対です。新制度移行後も「安心こども基金の継続・充実」が必要です。
- ② 新・幼保連携型認定こども園の設置主体が限定されたことにより、新・幼保連携型認定こども園における施設型給付には減価償却費相当を組み込まず、「安心こども基金の継続・充実」と、現行の施設整備費補助制度を維持することが必要です。

## 4. 各種基準の設定等について

- ① 新・幼保連携型認定こども園の各種基準の設定について、次の項目について関係者の意見の整理が必要です。
  - 運動場(屋外遊技場)の面積、ならびに耐火上の上乗せ基準について
  - 人員配置基準の引き上げのみならず、保育士(保育教諭)以外の職員体制の強化
  - 事務体制の構築と、それにとまう給付設定
  - 3歳未満児への給食については離乳食やアレルギー除去食対応等、細やかな対応が必要であり、自園調理を必須とすべき。
- ② (施設型給付、地域型保育給付等の法定代理受領の対象となる) 事業者に関し、保育・教育の確実かつ継続的な保障の観点から、事業撤退時の規制のあり方について整理がなされることが必要です。

## 5. 財源確保について

- ① 消費税引上げを財源とする0.7兆円のうち0.3兆円において保育の質の向上を図るなかで、保育士等の処遇改善を優先事項とするとともに、増税以外の財源を合わせたの1兆円超を確保し、一層の処遇改善を実現し、質の向上と確実な人材確保につなぐことが必要です。
- ② 委託費の一般財源化がなされないことがないよう、制度上の担保が必要です。

## 6. その他

- ① 「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)」については、保育所保育指針を基本とした検討が必要です。
- ② 保護者に対する利用支援等の仕組みについて、保育所、認定こども園等において実働しうる人材(子育て支援コーディネーターの配置など)の育成、強化を図ることが必要です。
- ③ 「子ども・子育て会議」について、さまざまな運営主体の保育所関係者の意見や、従事者たる保育士等の専門職組織の意見を十分に反映するためにも、全国保育協議会が参画することが必要です。

## ◆第8回保育士養成課程等検討会が開催される◆

～算定対象とする施設、実務経験年数、

受験科目や履修内容等の具体的な検討が始まる～

去る11月19日に、第8回保育士養成課程等検討会（座長：汐見稔幸白梅学園大学学長）が開催されました。本検討会は、幼稚園教諭免許状のみを有している者が、保育士資格を取得するための具体案の検討を行っており、その取得について下記の3点が協議されました。

### 【論点】

1. 実務経験の算定対象とする施設について
2. 実務経験年数について
3. 幼稚園教諭実務経験者が受験を必要とする科目、試験免除を行うために必要な履修内容について

なお、本検討会には、上村全国保育士会会長（全保協副会長）が委員として参画しており、下記についての意見を表明しました。

### 上村全国保育士会会長（全保協副会長）の意見

- 今回の検討は、あくまで時限措置についてであり、両方の資格・免許の取りやすさはバランスを取るべきであるとともに、これまでの実務経験を評価し、なるべくハードルを下げるべきである。
- 資格の一本化に向けての検討は別途文科省と厚労省において共通の検討の場で検討すべきである。その際、両方の資格・免許を有して保育教諭として働くにあたって、必要な専門性はどのような内容かという視点で議論をする必要がある。それは、幼稚園教諭免許のみ、保育士資格のみ有している方、お互いに応用できる力があり、それは実践のなかで双方とも積み重ねられてきたものである。

### 【論点1：実務経験の算定対象とする施設について】

幼稚園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園を含む）、認定こども園（保育所型、地域裁量型）の幼稚園機能部分、特別支援学校幼稚部、小学校・放課後児童クラブ（人事交流によるもの）、保育所（保育所型認定こども園を含む）、認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）の保育機能部分、へき地保育所は算定対象とする。

### 【論点2：実務経験年数について】

文科省側の検討会において検討されている条件とあわせることを前提とする。非常勤者も取得しやすいことを勘案し、4,320時間（\*）以上とする。（\*4,320時間...1日8時間勤務で月15日間勤務した際、3年間かかる勤務時間）

【論点3：幼稚園教諭実務経験者が受験を必要とする科目、試験免除を行うために必要な履修内容について】

資格を取りやすくする点から、科目履修を原則とすべき。必要な履修内容は以下の科目とする。「乳児保育（保健と栄養の内容も含む）」「家庭支援（地域における子育て支援の内容も含む）」「社会福祉（保育相談支援の内容も含む）」「社会的養護」

また、検討会における論点整理の方向性は次のとおりです。

【論点①：実務経験の算定対象とする施設について】

- ・幼稚園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園を含む）、認定こども園（保育所型、地域裁量型）の幼稚園機能部分、特別支援学校幼稚部、小学校・放課後児童クラブ（人事交流によるもの）、保育所（保育所型認定こども園を含む）、認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）の保育機能部分、へき地保育所は算定対象として認める。
- ・幼稚園以外の幼児教育をおこなう施設等（企業が行っている幼児教育等）は認めない。
- ・認可外保育施設については、さまざまな形態があるため、今後さらに検討する。

【論点②：最低限必要とする実務経験年数】

- ・3年かつ4,320時間または、4,320時間とする。

【論点③：取得（履修等）を求める科目と単位数】

- ・一定程度の質を担保しつつも、働きながら資格を取得することを考慮する。実務経験が、履修科目や試験科目のうち、どの科目の免除につながるのかという具体的な考え方をもちて今後検討する。

次回は、年内または平成25年1月に開催の予定です。

検討会資料は、下記 URL または、[厚生労働省](#) > [政策について](#) > [審議会・研究会等](#) > [その他の検討会、委員会等](#) > [保育士養成課程等検討会](#) > からご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ouyk.html>

～幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議は、11月26日に開催される～

保育士養成課程等検討会と並行して開催されている、文部科学省における「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議（第2回）」が11月26

日、同省において行われました。

今回の特例措置は、保育教諭等の資格の特例期間中において、①新・幼保連携型認定こども園制度の円滑な導入の観点から、②保育士資格のみを有する保育士に対して、③保育士資格としての勤務経験を評価して、④幼稚園教諭免許状を取得する要件を軽減させることを前提とし、次のような方向性が整理されました。

【論点①：求める実務経験年数について】

隣接校種免許状（\*）を取得する際や、学校栄養職員が特例により栄養教諭免許状を取得する際に求められる在職年数である3年を標準とする。

\*隣接校種免許状の取得...隣接校種の免許状を取得する方法。小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、隣接する学校種の教諭の普通免許状の授与を受けること。（幼稚園教諭⇒小学校教諭、小学校教諭⇒幼稚園教諭、小学校教諭⇒中学校教諭）（c f：「上進」...より上位の免許状を取得すること。（二種免許⇒一種免許、一種免許⇒専修免許）

【論点②：対象とする児童福祉施設について】

- ①保育所保育指針（または幼稚園教育要領）に基づき教育・保育を実施していること、
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること、
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を実施していること、
- ④①～③を担保する行政監督（許認可等）の仕組みがあること、の4点を原則に、認可保育所以外の児童福祉施設について、どの施設を算定対象とするのかについて今後検討。⇒特に、乳児院、児童養護施設等の保育所以外の児童福祉施設については、人事異動等で施設間の異動をしている保育士の数の実態を把握して、今後さらに検討を行う。

【論点③：大学等において最低限学ぶべき科目等について】

一定程度の質を担保しつつも、働きながら資格を取得することを考慮する。実務経験が、履修科目や試験科目のうち、どの科目の免除につながるのかという具体的な考え方をもちて今後検討する。

## ◆「保育所における感染症対策ガイドライン」を改訂◆

11月30日、厚生労働省は「保育所における感染症対策ガイドライン」改訂の通知を都道府県等に発出しました。

「保育所における感染症対策ガイドライン」は、保育所における子どもの健康と安全

の向上に資することを目的に、平成 21 年 8 月に作成されましたが、本年 4 月に学校保健安全法施行規則の一部が改正されたことや作成時から 3 年を経過したことから、最新の知見を踏まえて、この度改訂されたものです。

改訂の主なポイントは次のとおりです。

- 学校保健安全法施行規則の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）における「学校で予防すべき感染症およびその出席停止期間」に準じて、内容、登園のめやすを修正  
・出席停止の日数の数え方についての記載
- 乳幼児期の特性に応じた感染症対策について、最新の知見から修正・加筆  
・インフルエンザの登園のめやすのエビデンス、  
・「保育所で問題となる主な感染症とその対策」に RS ウイルスを追加
- 感染経路別に対策を詳細に記載・・・咳エチケットや手洗いの方法など
- 感受性対策として予防接種の重要性を記載（子ども・職員）
- 感染防止の重要性を踏まえ、消毒の方法など衛生管理の詳細について加筆
- 保育所職員の健康管理、予防接種の重要性について、より詳細に記載

「保育所における感染症対策ガイドライン」改訂版は、下記の URL または、  
厚生労働省> [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [子ども・子育て](#) > [子ども・子育て支援](#) >  
保育関係 からご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/hoiku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html)

## ◆安心子ども基金に 1,255 億円を積み増し◆

11 月 30 日、平成 24 年度経済危機対応・地域活性化予備費について閣議決定が行われ、安心子ども基金による、保育所の整備等に、1, 255 億円（厚生労働省分 1, 118 億円、文部科学省分 136 億円）が積み増しされました。

具体的には、下記の既存事業について実施期限が 1 年延長されることと、新規事業の「子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業」にあてられることとなりました。

### 【既存事業】

- ・保育所緊急整備事業
- ・賃貸物件による保育所整備事業
- ・子育て支援のための拠点施設整備事業



- ・放課後児童クラブ設置促進事業
- ・認定こども園整備事業

No. 12-09

2012. 12. 25

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・3歳未満児への給食の外部搬入容認に反対～構造改革特別区域推進本部  
評価・調査委員会委員長に要望書を提出…………… 1
- ・「複数の法人により設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の事業  
譲渡等の取扱いについて」～幼保連携型認定こども園の設置主体の単一化に  
関する通知が発出～…………… 4

## ◆3歳未満児への給食の外部搬入容認に反対◆

～構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会委員長に

要望書を提出～

保育所における食事の提供については、構造改革特別区域法における構造改革特別区域基本方針により「公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」が特例措置として行われており、平成21年度の構造改革特区 評価・調査委員会の評価により、満3歳以上の児童に対する食事提供に係る外部搬入は、公私立を問わず実施が可能となりました。(平成22年6月1日付児童家庭局長通知)

その際に、3歳未満児の食事の提供は、公立保育所に限定し、引き続き特区において外部搬入を認めることとしていました。構造改革特別区域(認定計画数: 73自治体)の中で、自治体(代表提案者: 兵庫県)からは、私立保育所における3歳未満児への給食の外部搬入を可能とする要望が申請されています。

去る12月18日に、構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 専門部会（第39回 医療・福祉・労働部会）が開催され、公立保育所における3歳未満児への食事の外部搬入に関する評価の検討が行われました。今後は、来年1～2月に開催される同委員会において検討結果をまとめる予定であり、それに基づき、新たな基準を検討する国の子ども・子育て会議においても協議が行われることとなります。

全保協では、12月13日、小川会長を始め、佐藤、飯島、菊池、万田、上村副会長が、構造改革特別区域推進本部を訪問し、「食は子どもの育ちの重要な部分であり、給食は保育の内容の一部である。」「食を通じた体験は、子どもが育っていく上で重要なものであり、単に栄養補給さえできればいいというものではない。」「特に、3歳未満児はそれぞれの発達状況の違いが大きく、一人ひとりに合わせた給食を提供する必要がある。」等、自園調理の重要性と、3歳未満児の給食の外部搬入を容認することは反対であることを強く訴えるとともに、評価・調査委員会委員長（榎谷隆夫氏）に要望書を提出しました。

要望内容は、次のとおりです。

平成24年12月13日

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会  
委員長 榎谷 隆夫 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益丸

全国保育士会  
会長 上村 初美

**3歳未満児への給食外部搬入を容認することに、断固反対します。**

子どもの心身ともに健やかな成長・発達にとって、すべての乳幼児に個別の対応を可能とする自園調理が望まれることに議論の余地はありません。

ましてや、0・1・2歳児への食事は「その日・その時」の健康状態等に応じて、臨機応変かつ適切に対応すべきものであり、それを担保する自園調理は必須です。

また、心身ともなる適切な発達保障は、栄養摂取による生命の保持のみの視点で捉えるのではなく、食材への理解をし、調理のプロセスを日々子ども自らが感じ取れる環境を整え、調理者へのふれあいも交えながら、食を通じた経験を

もって構成されるものであり、このことはわが国の食文化の継承にもつながっていくものです。

子どもへの食事の提供意義をふまえれば、利便性や効率性と引き換えに、わが国の子どもの適切な成長・発達を阻害することは、断じて許されません。

### 3 歳未満児への食事提供の意義

1. 一人ひとりの乳幼児の発達や「その日・その時の乳幼児の健康状況等をふまえ」て、離乳食や食事を提供することは、子どもの育ちに必要不可欠です。
2. 特に感染症等にかかりやすい年齢期の乳幼児に対しては、体の状態、機嫌、食欲などの日々時々の十分な観察と適切な判断に基づく保健的な対応が必須です。
3. 乳幼児に対して、生命の保持の視点のみで食事を提供すればいいものではありません。食べる行為は、命のつながりを意識する原点であり、身体のみならず心の発達にもつながるものです。  
さらに、調理のプロセスを日々感じ、様々な食材にふれる等の経験を積み重ねることは、子どもの五感を豊かにし、適切な成長・発達につながります。

### 子育て支援・保護者支援の視点

1. 子育てへの不安や悩み、離乳食や子どもの育ちともに変化する食事に関し、地域や近隣の助言が少なくなっている現状の社会において、調理室は、保護者への子育て支援に活用できる最大の資源の一つです。

### 国の施策との不整合

1. そもそも、保育所への給食外部搬入は、大臣告示たる「保育所保育指針」にも、その上位にある「食育基本法」にも反するものです。
2. 国が「食育」を施策として進めてきていることに矛盾しています。また、子どもの育ちのみならず、孤立化が進む子育て家庭への支援を閉ざすことにもつながります。

## ◆「複数の法人により設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の事業譲渡等の取扱いについて」◆

～幼保連型認定こども園の設置主体の単一化に関する通知が発出～

去る12月18日、内閣府、文部科学省、厚生労働省は、「複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて(通知)」を都道府県等に発出しました。

この通知は、「子ども・子育て関連3法」の公布において「新幼保連携型認定こども園は学校教育と保育を一体的に行う単一の施設として制度化するものであり、単一の設置主体によって運営される必要がある」ことが示され、現に複数の法人が設置する両施設が一体的に運営されている旧幼保連携型認定こども園について、改正後の制度施行までに単一の設置主体により設置することができるよう、内閣府、文部科学省、厚生労働省において、法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱い等について整理したものです。

具体的には、次の項目等が示されています。

1. 学校法人及び社会福祉法人が連携して旧幼保連携型認定こども園を設置している場合における法人間の事業譲渡の方法
2. 学校法人及び社会福祉法人が連携して旧幼保連携型認定こども園を設置している場合における事業譲渡に伴う留意事項
  - (1) 民法上及び行政上の適正な手続の確保
  - (2) 補助金の交付を受けて整備した建物等の財産処分に係る手続
  - (3) 事業譲渡に係る財産の譲渡等の税制上の取扱い
3. その他の場合における事業譲渡の取扱い
4. 所轄庁における手続上の留意事項 等

\*詳しくは、別紙付録①をご参照ください。

また、12月18日、上記に関連して、幼保連携型認定こども園が単一の設置主体の運営に変更する際の社会福祉法人の定款変更等について、「学校法人と連携して幼保連携型認定こども園を設置している社会福祉法人から定款上の残余財産の帰属すべき者に関する規定を変更する旨の申請があった場合の取扱い等について(通知)」が厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で発出されました。

\*詳しくは、別紙付録②をご参照ください。

事務連絡  
平成24年12月18日

各都道府県私立学校主管課  
各都道府県民生主管課 御中  
各指定都市・中核市民生主管課

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（少子化対策担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて（通知）」等の送付について

平素より大変お世話になっております。

別添のとおり、「複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて（通知）」を送付いたしますので、よろしく御査収下さい。

本通知の内容については、認定こども園所管部局、幼稚園所管部局、保育所所管部局、学校法人所管部局及び社会福祉法人所管部局にまたがる内容を含んでおりますので、これらの部局間での適切な連携が図られるよう、本通知の内容を共有していただきますよう、お願い申し上げます。

また、本通知に関連し、同日付けで厚生労働省より「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、学校法人と連携して幼保連携型認定こども園を設置している社会福祉法人から定款上の残余財産の帰属すべき者に関する規定を変更する旨の申請があった場合の取扱い等について（通知）」が各都道府県・指定都市・中核市宛てに発出（保育主管課に送付）されておりますので、ご参考に、その写しを併せて送付いたします。

<連絡先>

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（少子化対策担当）付 電話：03-3581-1403（直通）

※通知の内容については、通知の末尾に記載している  
各連絡先にお問い合わせください。

《参考》内閣府ホームページ

（子ども・子育て支援法等の条文や関連資料等）  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/index.html>  
（自治体担当者向け説明会資料）  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/03event/event.html#kosodate>

28



府政共生 964 号  
 24 初幼教第 10 号  
 雇児保発 1218 第 1 号  
 社援基発 1218 第 1 号  
 平成 24 年 12 月 18 日

各都道府県私立学校主管部（局）長  
 各都道府県民生主管部（局）長 殿  
 各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
 参事官（少子化対策担当）

長 田 浩 志



文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

蝦 名 喜 之



文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

森 晃 憲



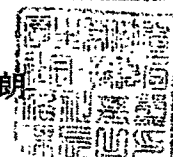
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

橋 本 泰 宏



厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

友 藤 智 朗



複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて（通知）

「子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法

29

律の整備等に関する法律の公布について」(平成24年8月31日付通知府政共生第678号、24文科初第616号、雇児発0831第1号)においては、「新幼保連携型認定こども園(認定こども園法一部改正法による改正後の幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)は学校教育と保育を一体的に行う単一の施設として制度化するものであり、単一の設置主体によって運営される必要がある」ことを示し、「現に複数の法人が設置する両施設が一体的に運営されている旧幼保連携型認定こども園については、改正後の制度施行までに単一の設置主体により設置することができるよう、内閣府、文部科学省及び厚生労働省において、法人間の財産の承継等の取扱い等について整理し、別途通知することとしており、各都道府県においてもその内容を踏まえ設置者からの相談に適切に応じていただくよう協力をお願いしたいこと」としていただいております。

このたび、複数の法人が連携して設置する旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。)による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)に基づく認定こども園で幼稚園及び保育所で構成されるものをいう。以下同じ。)に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いを下記のとおり整理しましたので、十分に御了知の上、所轄の各幼稚園又は保育所を設置する者等に対する指導及び助言その他の事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

## 記

### 1 学校法人及び社会福祉法人が連携して旧幼保連携型認定こども園を設置している場合における法人間の事業譲渡の方法

学校法人及び社会福祉法人が連携して設置している旧幼保連携型認定こども園が認定こども園法一部改正法附則第3条第1項の規定に基づくみなし設置認可の適用を受けて新幼保連携型認定こども園(認定こども園法一部改正法による改正後の認定こども園法(以下「改正認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)として存続するために、旧幼保連携型認定こども園を単一の設置主体による運営に切り替えるに当たっては、当該旧幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園又は保育所(以下「譲渡施設」という。)を設置する一方の学校法人又は社会福祉法人(以下「譲渡法人」という。)が他方の社会福祉法人又は学校法人(以下「譲受法人」という。)に対して当該譲渡施設の設置に係る事業の全部を譲渡する方法(以下「事業譲渡」という。)により、両法人間において、財産、幼児等の在籍関係、職員の雇用関係その他の当該譲渡施設に関する各権利義務関係を個別に関係法令に従って承継させることが考えられること。さらに、譲渡法人が当該譲渡施設の設置のみを主たる目的とする法人であるときは、事業譲渡が行われた後速やかに当該譲渡法人を解散することが必要となること。

また、譲渡法人の解散が必要な場合において、財産の譲渡を事前に行わずに清算手続が開始されても、譲渡法人の負債が少ないことその他の事情により、当該譲渡施設の運営に必要な土地、建物等の基本財産その他の重要な資産が現状に変更を生じることなく残余財



産となることが確実に見込まれるときは、法人間の財産の承継を一括して清算手続の中で行うことにより手続の簡素化を図ることとしても差し支えないこと。

以上については、認定こども園法一部改正法の施行と同時に行うこととしても、その施行に先立って行うこととしても差し支えないこと。

## 2 学校法人及び社会福祉法人が連携して旧幼保連携型認定こども園を設置している場合における事業譲渡に伴う留意事項

### (1) 民事上及び行政上の適正な手続の確保

設立の法的根拠や目的が異なる法人間で行われる今般の事業譲渡については、学校法人同士又は社会福祉法人同士の合併について定めた法人の合併に関する私立学校法（昭和24年法律第270号）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定は適用されず、譲渡法人の権利義務を包括的に譲受法人に承継させるものではないこと。

このため、当該事業譲渡により譲渡施設の運営の継続又は新幼保連携型認定こども園の運営に支障が生じないよう、当該事業譲渡に係る各権利義務関係の性質に応じ関係法令に従って、譲渡法人と譲受法人との合意はもとより、例えば債権者の同意の取得、適切な契約の変更、解除及び再締結、登記や各種規制に係る手続等、個別に当該各権利義務関係の内容を確定して移転させるために必要な民事上及び行政上の手続を遺漏なく適正に行うことが必要となること。

### (2) 補助金の交付を受けて整備した建物等の財産処分に係る手続

譲渡法人の有する譲渡施設の建物等で私立学校施設整備費補助金又は社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助金の交付を受けて整備されたものに関し、事業譲渡又は譲渡法人の解散に伴って必要となる、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分の手続については、所定の報告書の提出により文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認があったものとみなすとともに、納付金の国庫納付を当該承認の条件としないこと（「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認等について」（平成20年7月30日付通知20文科初第490号。近日中に改正予定。）等及び「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日付通知雇児発第0417001号）の別添2「雇用均等・児童家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」（近日中に改正予定。）を参照。）。

### (3) 事業譲渡に係る財産の譲渡等の税制上の取扱い

#### ① 租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けていた財産等の取扱い

事業譲渡に伴って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項後段の規定による国税庁長官の承認（以下「非課税承認」という。）を受けた贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下「財産等」という。）が譲受法人に譲渡される場合には、現行の制度上、当該財産等を非課税承認に係る公益目的事業の用に直接供しな

なくなった場合に該当するものとされ、非課税承認の取消事由となり、非課税承認の取消しがあったときは譲渡法人に対し所得税が課されること（租税特別措置法第40条第3項）。この取扱いの見直しについては、平成25年度税制改正要望を行っているところであり、下記5も参照のこと。

他方、譲渡法人の解散による残余財産の引渡しにより非課税承認に係る財産等が譲受法人に移転される場合には、譲渡法人が当該解散の日の前日までに納税地の所轄税務署長を通じて国税庁長官に対して所定の書類を提出することにより、当該譲受法人及び当該財産等について非課税承認を継続することができること（租税特別措置法第40条第7項）。

② 法人税、都道府県民税又は市町村民税の法人税割、事業税及び地方法人特別税の取扱い

譲受法人が、事業譲渡に伴って譲り受けた譲渡施設に係る財産により、引き続き当該譲渡施設を運営し、又は新幼保連携型認定こども園を運営する場合において、譲渡法人及び譲受法人が法人税法第2条第13号に規定する収益事業（以下単に「収益事業」という。）を行っていないときは、当該事業譲渡に伴う財産の譲渡又は譲受けについては、法人税、都道府県民税又は市町村民税の法人税割、事業税及び地方法人特別税の課税の対象となる取引には該当しないこと。また、この取扱いは事業譲渡に限らず、譲渡法人の解散による残余財産の引渡しについても同様であること。なお、譲渡法人又は譲受法人が収益事業を行っている場合には、別途個別の判断が必要であること。

③ 上記①及び②に係る内容については、国税庁及び総務省とも協議済みであること。

(4) 譲渡法人における手続上の留意点

① 寄附行為又は定款に関する手続

認定こども園法一部改正法の施行に先立って行われる事業譲渡及び譲渡施設に係る基本財産その他の重要な資産の処分や、それらに伴う学校法人の寄附行為又は社会福祉法人の定款の変更については、理事会の議決を得ることその他の学校法人の寄附行為又は社会福祉法人の定款所定の手続を経るとともに、必要な寄附行為又は定款の変更について所轄庁の認可を受けることが必要であること（私立学校法第45条第1項又は社会福祉法第43条第1項）。学校法人にあっては、あらかじめ評議員会の意見も聴取することが必要であること（私立学校法第42条第1号から第3号まで）、また、評議員会を設けている社会福祉法人にあっては、原則として評議員会の意見を聴取する必要があること。

なお、当該認可の申請に当たっては、私立学校法施行規則第4条第1項（幼稚園の設置者の変更を行う場合）若しくは同項及び第8項（幼稚園の廃止を行う場合）又は社会福祉法施行規則第3条第1項及び第3項（保育所の廃止を行う場合）に規定する書類が必要であること。

22

## ② 譲渡施設に関する手続

認定こども園法一部改正法の施行に先立って事業譲渡を行う場合には、当該事業譲渡に係る幼稚園の設置者の変更若しくは廃止の認可（学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号。廃止については、譲受法人において別途当該幼稚園の設置の手続をとることとする場合に限る。）又は保育所の廃止の承認（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第7項。譲受法人において別途当該保育所の設置の手続をとること。）を受けるとともに、当該譲渡施設が構成する旧幼保連携型認定こども園の設置者の名称及び代表者の氏名の変更の届出（認定こども園法第7条第1項）を行う必要があること。

この場合において、学校教育法上、幼稚園の設置者の変更又は廃止のいずれの方法によることも差し支えないこと。幼稚園の設置者の変更の認可申請については譲渡法人と譲受法人が連署して行う必要があり（学校教育法施行規則第14条）、認定こども園に係る変更の届出については認定こども園法第4条第2項に準じて取り扱って差し支えないこと。

なお、当該認可又は承認の申請に当たっては、学校教育法施行規則第14条（幼稚園の設置者の変更を行う場合）若しくは第15条（幼稚園の廃止を行う場合）又は児童福祉法施行規則第38条第2項（保育所の廃止を行う場合）に規定する書類が必要であること。

また、当該譲渡施設を設置しなくなることに伴う学校法人の寄附行為又は社会福祉法人の定款の変更に係る手続については、上記①によること。

## ③ 認定こども園法一部改正法の施行と同時に事業譲渡を行う場合における上記①及び②の手続については、基本的に同様のものとなるほか、認定こども園法一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等にも留意を要することについては、下記5を参照のこと。

## ④ 譲渡法人の解散を伴う場合の手続上の留意点

### i) 残余財産の承継に関する私立学校法第30条第3項及び社会福祉法第31条第3項の解釈

事業譲渡に伴って譲渡法人の解散が必要な場合における残余財産については、学校法人は寄附行為の定めるところにより「学校法人その他教育の事業を行う者」に、社会福祉法人は定款の定めるところにより「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者」に帰属させることができるものであること（私立学校法第30条第3項及び第51条第1項並びに社会福祉法第31条第3項及び第47条第1項）。

この点、引き続き譲渡施設を運営することはもとより、新たに学校と児童福祉施設の両方の位置付けを有する施設である新幼保連携型認定こども園を運営することは「教育の事業」かつ「社会福祉事業」であり、譲受法人となる社会福祉法人又は学校法人はそれぞれ「その他教育の事業を行う者」又は「その他社会福祉事業を行う者」に該当すると解されることから、事業譲渡に伴う譲渡法人の解散により学校法人と社会福祉法人との間で残余財産を移転することとしても差し支えないこと。

ii) 寄附行為又は定款における残余財産の帰属者の定めと租税特別措置法第 40 条第 1 項後段との関係

事業譲渡に伴う譲渡法人の解散により学校法人と社会福祉法人との間で残余財産を移転するには、当該譲渡法人の解散前に、譲渡法人である学校法人の寄附行為又は社会福祉法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として譲受法人となる社会福祉法人若しくは学校法人を当該解散の時に選定することができるよう規定した定め（対応する学校法人の寄附行為の規定例については、「学校法人寄附行為作成例の改正について」（平成 16 年 8 月 6 日付通知高私行第 3 号）を参照。）又は当該譲受法人となる社会福祉法人若しくは学校法人を具体的に規定した定めを置いていることが必要であること。このような定めがない場合は当該譲渡法人の寄附行為又は定款を変更することが必要であり、その手続は上記（4）①と同様であること。

上記のような社会福祉法人の定款の変更については、社会福祉法人定款準則（「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付通知障発第 890 号、社援発第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号）別紙 2 をいう。）第 23 条にかかわらず、残余財産の帰属すべき者を学校法人と規定しても差し支えないものであること（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、学校法人と連携して幼保連携型認定こども園を設置している社会福祉法人から定款上の残余財産の帰属すべき者に関する規定を変更する旨の申請があった場合の取扱い等について」（平成 24 年 12 月 18 日付通知雇児発 1218 第 1 号、社援発 1218 第 1 号）を参照。）。

なお、当該寄附行為又は定款の変更の認可の申請に当たっては、私立学校法施行規則第 4 条第 1 項又は社会福祉法施行規則第 3 条第 1 項に規定する書類が必要であること。

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の非課税承認を受けた贈与又は遺贈に係る譲渡法人がこのような寄附行為又は定款の変更を行う場合については、当該変更は非課税承認に係る租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 3 号の要件を満たした変更であり、譲渡法人の清算が終了するまでの間は引き続き非課税承認の適用対象となること。このことについては、国税庁とも協議済みであること。

iii) 法人の解散に関する手続

譲渡法人の解散に当たっては、理事総数の 3 分の 2 以上の合意を得、評議員会の議決を得ることその他の学校法人の寄附行為又は社会福祉法人の定款所定の手続を経るとともに、所轄庁の認可を受けることが必要であること（私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号及び第 2 項又は社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 2 項）。学校法人については、寄附行為において評議員会の議決を要することとしていない場合であっても、評議員会の意見を聞くことが必要であること（私立学校法第 42 条第 1 項第 5 号）。また、評議員会を設けている社会福祉法人については、原則として評議員会の意見を聞く必要があること。さらに、当該認可を受けた後は、解散の登記を

行うとともに（組合等登記令第7条）、所轄庁に当該登記の完了を届け出ることが必要であること（私立学校法施行令第1条第1項若しくは私立学校法施行規則第13条第2項又は社会福祉法第28条第1項）。

なお、当該認可の申請に当たっては、私立学校法施行規則第5条又は社会福祉法施行規則第5条に規定する書類が必要であること。

#### iv) 清算手続

債権者への公告（私立学校法第50条の9又は社会福祉法第46条の9）、債務の弁済、残余財産の引渡しその他の譲渡法人の清算に係る職務を終えた清算人は、主たる事務所の所在地において清算終了の登記を行うとともに（組合等登記令第10条）、所轄庁に清算終了を届け出ることが必要であること（私立学校法第50条の14又は社会福祉法第47条の3）。

なお、譲渡法人の残余財産は、上記の清算終了の届出の時までの間はその帰属に変更は生じないこと（私立学校法第50条の3及び第51条第1項又は社会福祉法第46条の3及び第47条第1項）。

#### (5) 譲受法人における手続上の留意点

##### ① 寄附行為又は定款に関する手続

認定こども園法一部改正法の施行に先立って行われる事業譲渡に関する事項やそれに伴う学校法人の寄附行為又は社会福祉法人の定款の変更については、学校法人にあっては評議員会の意見を聞いた上で（私立学校法第42条第1項第1号から第3号まで）、評議員会を設けている社会福祉法人にあっては、原則として評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決を得ることその他の学校法人の寄附行為又は社会福祉法人の定款所定の手続を経るとともに、必要となる寄附行為又は定款の変更について所轄庁の認可を受けることが必要であること（同法第45条第1項又は社会福祉法第43条第1項）。

事業譲渡に係る譲渡施設が構成する旧幼保連携型認定こども園は、認定こども園法一部改正法附則第3条第1項の規定に基づき新幼保連携型認定こども園としてのみなし設置認可の適用を受け、学校並びに児童福祉施設及び第二種社会福祉事業の位置付けを有することとなるものであることを踏まえ、譲受法人における当該譲渡施設の取扱いについては、学校法人にあっては保育所を附随事業として、社会福祉法人にあっては幼稚園を公益を目的とする事業として、それぞれ寄附行為又は定款に位置付け、適切な運営を確保することが望ましいこと（参考として、学校法人については「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」（平成14年7月29日付通知文科高第330号）又は「文部科学大臣所轄学校法人が行う附随事業と収益事業の扱いについて」（平成21年2月26日付通知20文科高第855号）を、社会福祉法人については「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付通知障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号、今年度中に改正予定。）を参照。）。

なお、当該寄附行為又は定款の変更の認可の申請に当たっては、私立学校法施行規

則第4条第1項（幼稚園の設置者の変更又は保育所の設置を行う場合）若しくは同項及び第9項（幼稚園の設置を行う場合）又は社会福祉法施行規則第3条第1項及び第2項に規定する書類が必要であること。

また、認定こども園法一部改正法の施行により新幼保連携型認定こども園としてのみなし設置認可の適用を受けたことに伴って必要となる学校法人の寄附行為又は社会福祉法人の定款の変更に関し、認定こども園法一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等にも留意を要することについては、下記5を参照のこと。

## ② 譲渡施設に関する手続

認定こども園法一部改正法の施行に先立って事業譲渡を受ける場合には、当該事業譲渡に係る幼稚園の設置者の変更若しくは設置の認可（設置については、譲渡法人において別途当該幼稚園の廃止の手続をとることとする場合に限る。）又は保育所の設置の認可（譲渡法人において別途当該保育所の廃止の手続をとること。）（学校教育法第4条第1項第3号又は児童福祉法第35条第4項）を受けるとともに、当該譲渡施設が構成する旧幼保連携型認定こども園の設置者の名称及び代表者の氏名の変更の届出（認定こども園法第7条第1項）を行う必要があること。

この場合において、学校教育法上、幼稚園の設置者の変更又は設置のいずれの方法によることも差し支えなく、幼稚園の設置者の変更の認可申請及び認定こども園に係る変更の届出の手続については、上記（4）②と同様であること。

なお、当該認可の申請に当たっては、学校教育法施行規則第14条（幼稚園の設置者の変更を行う場合）若しくは第3条（幼稚園の設置を行う場合）又は児童福祉法施行規則第37条第2項及び第3項（保育所の設置を行う場合）に規定する書類が必要であること。

- ③ 認定こども園法一部改正法の施行と同時に事業譲渡を行う場合における上記①及び②の手続については、基本的にそれらと同様のものとなるほか、認定こども園法一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等にも留意を要することについては、下記5を参照。

## 3 その他の場合における事業譲渡の取扱い

学校法人が設置する幼稚園及び社会福祉法人が設置する保育所で旧幼保連携型認定こども園ではないものを上記1と同様の方法により単一の設置主体による運営に切り替えて、新たに旧幼保連携型認定こども園又は新幼保連携型認定こども園を設置するために事業譲渡が行われる場合についても、基本的に学校法人及び社会福祉法人が連携して設置する旧幼保連携型認定こども園に係る事業譲渡と同様の扱いとなることから、上記2を適宜参考とすること。

これらの手続を認定こども園法一部改正法の施行後に行う場合には、上記2における認定こども園法の関係規定は改正認定こども園法の関係規定に、児童福祉法の関係規定は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年

36

法律第 67 号) による改正後の児童福祉法の関係規定に、適宜読み替えること。

また、学校法人又は社会福祉法人以外の者が連携して設置している旧幼保連携型認定こども園を上記 1 と同様の方法により単一の設置主体による運営に切り替える場合には、当該旧幼保連携型認定こども園を設置する者それぞれの設立根拠となる法律その他の関係法令、当該者の定める定款等に従うことが必要であること。また、上記 2 ((4) ①及び④並びに (5) ①を除く。) を適宜参考とすること。

#### 4 所轄庁における手続上の留意事項

##### ① 私立学校審議会等への諮問

上記 2 の手続のうち、幼稚園の設置者の変更又は廃止及び設置に係ることについては私立学校法第 8 条に基づき、学校法人である譲渡法人の解散に係ることについては同法第 50 条第 3 項において準用する同法第 31 条第 2 項に基づき、あらかじめ私立学校審議会の意見を聞くことが必要であること。

認定こども園法一部改正法の施行後に行われる上記 3 の手続に伴う所轄庁の手続については、これらのほか、新幼保連携型認定こども園の設置に係ることについては改正認定こども園法第 17 条第 3 項に基づき、同法第 25 条の合議制の機関の意見を聞くことが必要であること。その際、学校法人及び新幼保連携型認定こども園の所轄庁が同じであるときは、両機関の合同開催等により手続の簡素化を図ることも考えられること。

##### ② その他の一般的留意事項

法人及び譲渡施設に関する各認可権者、認定権者又は承認権者においては、社会福祉法及び児童福祉法に基づく事務処理に関する大都市等の特例の実施状況、政令指定都市又は中核市の長が改正認定こども園法に基づく認可権者となる私立の新幼保連携型認定こども園の設置状況その他の各都道府県の実情も踏まえつつ、各認可申請等に関する相談への対応を含め、各種行政手続の運用に当たって関係の機関及び部局の間の連携を十分に図ること。

事業譲渡が必要となる具体的な事案がある場合には、譲渡施設に在籍する幼児等の保護者、使用する職員、負債に係る債権者等の譲渡法人及び譲受法人以外の第三者との関係にも十分に配慮し、譲渡施設の運営の継続又は新たに設置する新幼保連携型認定こども園の運営の円滑の確保を図ること基本として、認定こども園法一部改正法の施行の日までに必要な手続が遺漏なく実施されるよう、連携して旧幼保連携型認定こども園を設置する各学校法人及び社会福祉法人等に対し、事業譲渡に関する基本的な計画の作成、事業譲渡契約の締結等に関し適切に指導及び助言をすることが望ましいこと。

#### 5 その他

新幼保連携型認定こども園に係る税制上の取扱いについては、現行制度における上記 2 (3) ①の取扱いの見直しを含め、平成 25 年度税制改正要望を行っているところであること。

また、認定こども園法一部改正法の施行と同時に事業譲渡を行う場合における上記2(4)②及び(5)②の手続並びに認定こども園法一部改正法の施行により新幼保連携型認定こども園としてのみなし設置認可の適用を受けたことに伴う(5)①の手続については、認定こども園法一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等がなされた後に、その内容も踏まえて補足事項を示すこととしていること。

(添付資料)

- 別紙1：法人間の財産の承継イメージ
- 別紙2：想定される手続の流れ(例)
- 別紙3：関係法令条文(抜粋)〈省略〉

<問い合わせ先>

(幼稚園の設置者の変更並びに設置及び廃止に関する事項)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

03-6734-3136(直通)

(学校法人に関する事項)

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

03-6734-2527(直通)

(保育所の設置及び廃止に関する事項)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

03-3595-2542(直通)

(社会福祉法人に関する事項)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

03-3595-2616(直通)

(上記以外の一般的事項)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

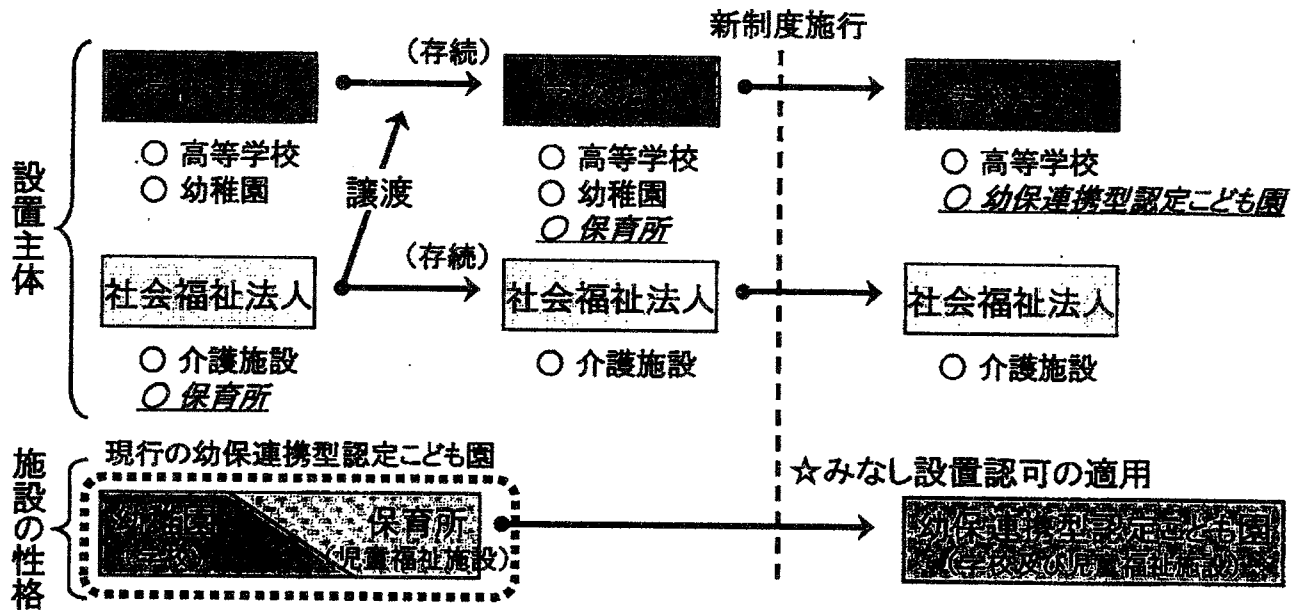
参事官(少子化対策担当)付

03-3581-1403(直通)



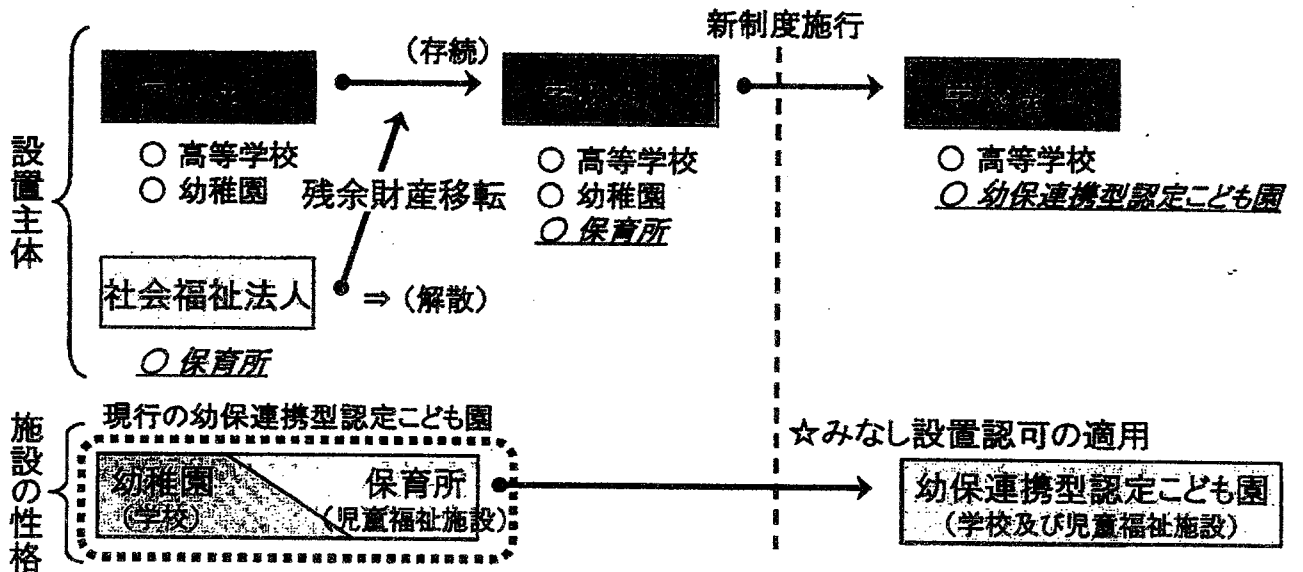
## 法人間の財産の承継イメージ (学校法人が譲受法人となる場合)

### 1. 譲渡法人が譲渡施設以外の施設を運営している場合



### 2. 譲渡法人が譲渡施設のみを運営している場合

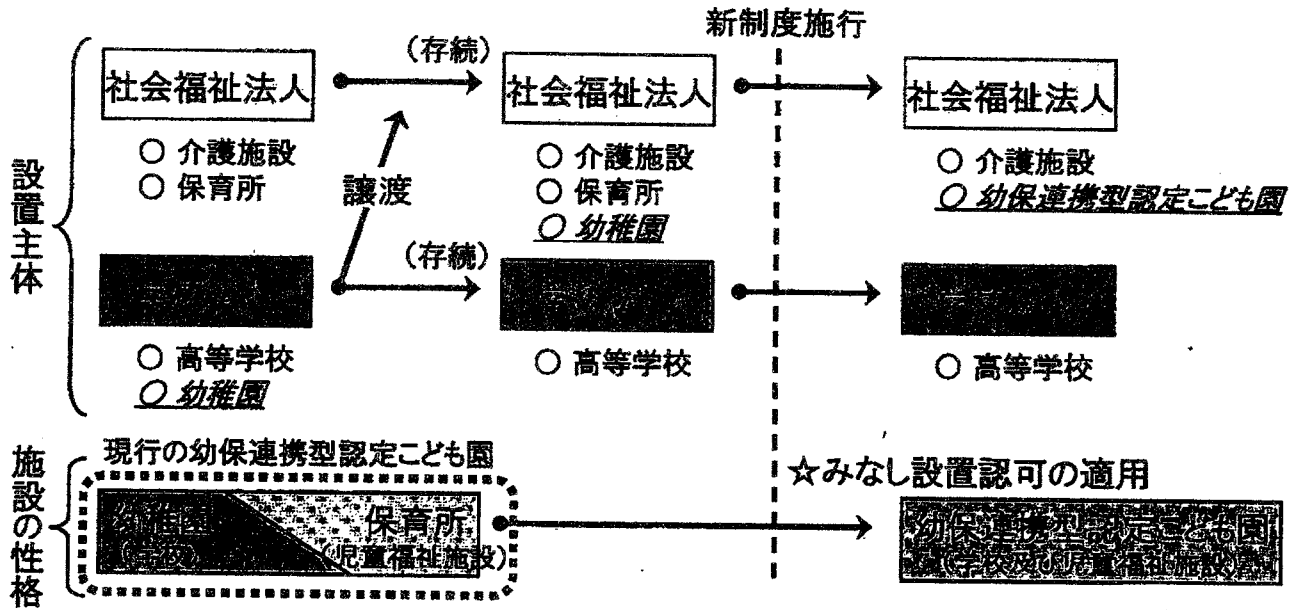
※ 譲渡法人の債務が多い等の事情により、解散に伴う清算手続において譲渡施設に係る基本財産等の現状が維持できない場合、解散前に譲渡することが考えられる。その場合、上記1.と同様。



(注)上記1・2は、新制度の施行前に譲渡・残余財産移転を行う場合のイメージ。施行と同時に進行する場合もある。

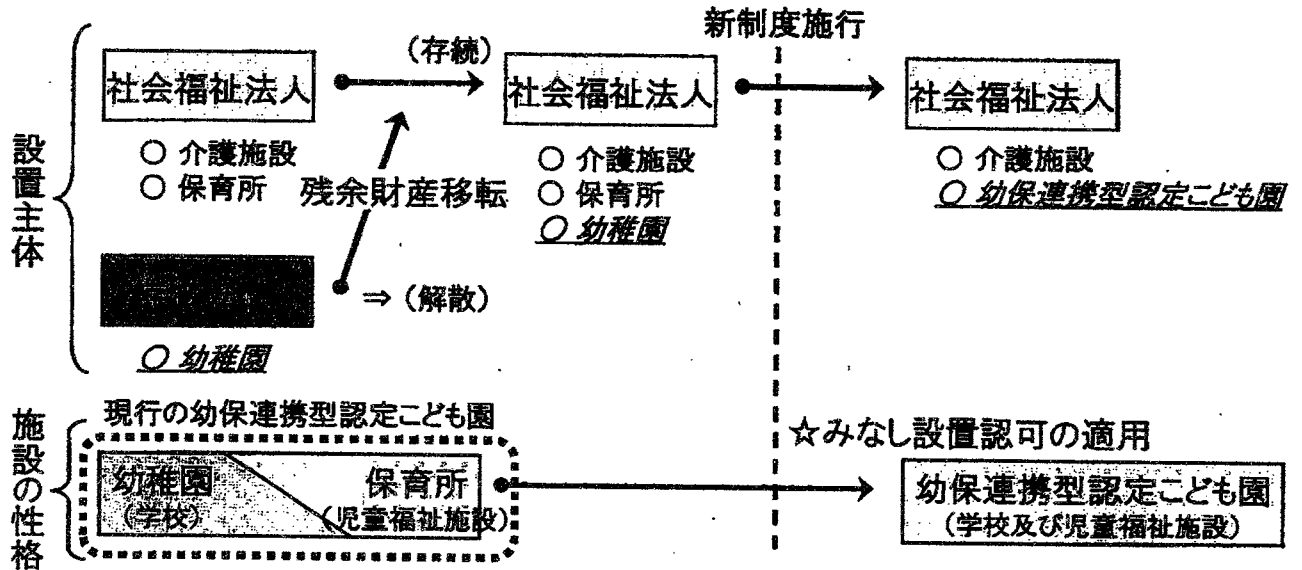
## 法人間の財産の承継イメージ (社会福祉法人が譲受法人となる場合)

### 1. 譲渡法人が譲渡施設以外の施設を運営している場合



### 2. 譲渡法人が譲渡施設のみを運営している場合

※ 譲渡法人の債務が多い等の事情により、解散に伴う清算手続において譲渡施設に係る基本財産等の現状が維持できない場合、解散前に譲渡することが考えられる。その場合、上記1.と同様。

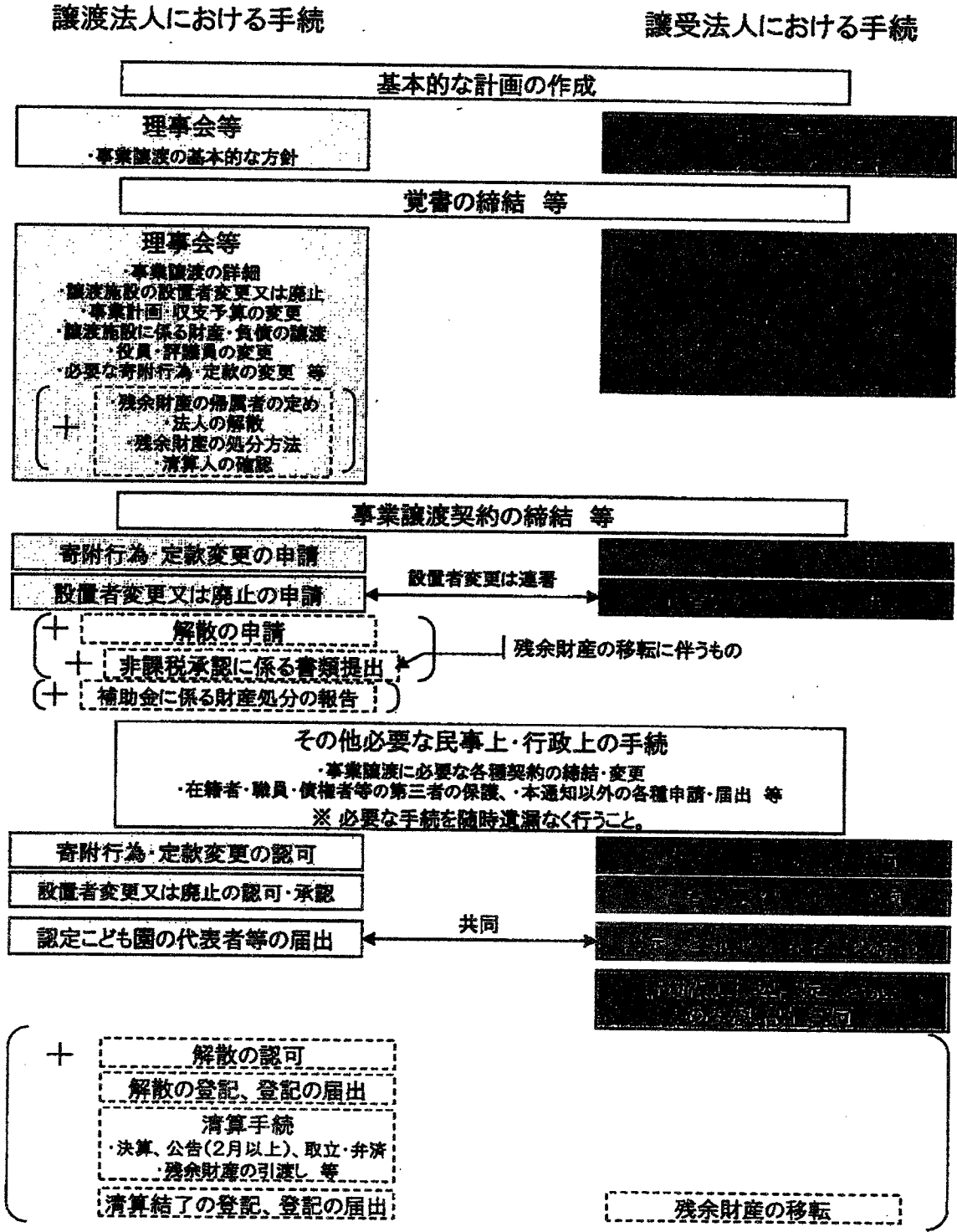


(注) 上記1・2は、新制度の施行前に譲渡・残余財産移転を行う場合のイメージ。施行と同時に進行する場合もある。

## 想定される手続の流れ(例)

以下は、想定される手続を時系列で整理した一例である。検討に当たっては、『社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き』も参考となるので、適宜参照されたい。

[http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/89fe046924d550504925740200209b8f/\\$FILE/20080305\\_1shiryoku4\\_all.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/89fe046924d550504925740200209b8f/$FILE/20080305_1shiryoku4_all.pdf)



事 務 連 絡  
平成24年12月18日

都道府県保育主管課  
各 指定都市保育主管課 御中  
中核市保育主管課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、学校法人と連携して幼保連携型認定こども園を設置している社会福祉法人から定款上の残余財産の帰属すべき者に関する規定を変更する旨の申請があった場合の取扱い等について（通知）」の送付について

平素より大変お世話になっております。

別添のとおり、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、学校法人と連携して幼保連携型認定こども園を設置している社会福祉法人から定款上の残余財産の帰属すべき者に関する規定を変更する旨の申請があった場合の取扱い等について（通知）」を送付いたしますので、よろしく御査収下さい。

本通知の内容については、保育所所管部局及び社会福祉法人所管部局にまたがる内容を含んでおりますので、部局間での適切な連携が図られるよう、本通知の内容を社会福祉法人所管部局にも共有していただきますようお願い申し上げます。

また、本通知に関連し、同日付けで内閣府、文部科学省及び厚生労働省の関係各課長の連名で「複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて（通知）」が各都道府県・指定都市・中核市宛てに発出されておりますので、本通知とあわせて参照いただきますようお願い申し上げます。

<連絡先>

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

（幼保連携型認定こども園に関すること）  
雇用均等・児童家庭局保育課（内線7920）

（社会福祉法人の定款変更に関すること）  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（内線2871）

雇児発1218第1号  
社援発1218第1号  
平成24年12月18日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、学校法人と連携して幼保連携型認定こども園を設置している社会福祉法人から定款上の残余財産の帰属すべき者に関する規定を変更する旨の申請があった場合の取扱い等について（通知）

今般、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）が成立し、公布された。

今般の制度改正に伴い、複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園が、単一の設置主体による運営に切り替えるため、法人間で財産の承継等を行う場合の社会福祉法人の定款変更等については、下記のとおり取扱うこととしたので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしくお願ひする。

記

43

## 1. 今般の制度改正について

今般の改正においては、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育等の総合的な提供をさらに推進する観点から、新たな幼保連携型認定こども園が創設されることとなった。

現行の幼保連携型認定こども園は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく幼稚園と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育所のそれぞれ異なる法的位置付けを有する二つの施設が一体的に設置され連携協力して運営されるものである。

一方で、今般の改正による新たな幼保連携型認定こども園は、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき設置される、子どもに対する学校教育と保育を一体的に行う単一の施設として制度化するものであり、単一の設置主体によって運営されることが必要である（「子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」（平成 24 年 8 月 31 日付府政共生第 678 号・24 文科初第 616 号・雇児発 0831 第 1 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の第二の第 2 の 7（2）を参照。）。

このため、既に設置されている幼保連携型認定こども園であって、学校法人が設置する幼稚園と社会福祉法人が設置する保育所により構成されているものについては、新制度の施行後の新たな幼保連携型認定こども園として存続するため、単一の設置主体による運営に切り替えることが必要となる。また、学校法人が設置する幼稚園及び社会福祉法人が設置する保育所であって現行の幼保連携型認定こども園となっていないものが今後新たに幼保連携型認定こども園となる場合についても、同様に単一の設置主体による運営に切り替えることが必要となる。

こうした単一の設置主体による運営への切り替えに当たっては、一方の学校法人又は社会福祉法人（以下「譲渡法人」という。）が他方の社会福祉法人又は学校法人（以下「譲受法人」という。）に対して譲渡法人に係る幼稚園又は保育所の設置に係る事業の全部を譲渡することが考えられる。この場合において、譲渡法人が当該幼稚園又は保育所の運営のみを主たる目的とする法人であるときは、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の関係規定に基づき、譲渡法人を解散することとなる。

譲渡法人の解散に伴う清算手続きにおいては、引き続き譲受法人により当該幼稚園又は保育所を運営し、又は新たに幼保連携型認定こども園が運営されることを前提として、その幼稚園運営に係る残余財産を社会福祉法人に帰属させること、又は、その保育所運営に係る残余財産を学校法人に帰属させることが想定される。

このように譲渡法人の解散によりその残余財産を譲受法人に帰属させるためには、譲渡法人の残余財産の帰属すべき者として譲受法人となる社会福祉法人若しくは学校法人を当該解散の時に選定することができるように規定した定め又は当該譲受法人となる社会福祉法人若しくは学校法人を具体的に規定した定めを置いていることが必要である（私立学校法第 30 条第 3 項及び第 51 条第 1 項並びに社会福祉法第 31 条第 3 項及び第 47 条第 1 項）。

このため、学校法人の寄附行為が「学校法人」等に限り社会福祉法人を定めていない場合や、社会福祉法人の定款が「社会福祉法人」に限り学校法人を定めていない場合など上記の定めがない場合は、譲渡法人の残余財産を譲受法人に帰属させることができないため、寄附行為又は定款を変更することが必要となる。

## 2. 社会福祉法人が譲渡法人となる場合の定款変更の取扱い等について

上記の通り、学校法人が設置する幼稚園と社会福祉法人が設置する保育所により構成されている幼保連携型認定こども園は、新制度の施行後の幼保連携型認定こども園として存続するため、単一の設置主体による運営に切り替えることが必要となる。単一の設置主体による運営への切り替えに当たり、当該社会福祉法人が譲渡法人となり当該譲渡法人の解散によりその残余財産を譲受法人に帰属させる場合には、当該社会福祉法人の解散後の残余財産の帰属すべき者として、学校法人を規定するための定款の変更が必要となる場合が想定される。

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）の「別紙 2 社会福祉法人定款準則」の第 23 条では、残余財産の帰属すべき者として「学校法人」を明示していないところであるが、上記のような場合に、社会福祉法人の残余財産の帰属すべき者として学校法人を規定するための定款変更を行うことは、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 3 号の要件を満たした変更であり、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による国税庁長官の承認（以下「非課税承認」という。）を受けた贈与又は遺贈として、引き続き非課税承認の適用対象となることについて、国税庁と協議済みである。

このため、学校法人と連携して幼保連携型認定こども園を設置している社会

福祉法人から、新制度の施行に伴い、新たな幼保連携型認定こども園に切り替えるため、解散後の残余財産の帰属すべき者として学校法人を規定するための定款の変更の申請があった場合には、当該定款の変更を認可して差し支えないので、ご留意願いたい。



# 年度内廃止は1割

## 県の補助金見直し

緊急財政対策の一環として、年度限りで廃止する方針を、県が進めている補助金見直し作業が大詰めを迎えている。外部有識者会議の「一時凍結」提言を受けて庁内でゼロベースから見直してきた。これまでに全体の1割に当たる32件を2012年度限りで廃止する方針を、県単独補助金は273件あり、合計額は341億6千万円（12年度当初予算、以下同じ）。見直し作業は「可能なものは13年度当初予算に反映させる」（黒岩祐治知事）として急ピッチで進んでいる。

人會連合会補助金（50万円）、食品衛生普及事業費補助金（90万円）など半世紀近く続いてきたものもある。少額とはいえ支出先に影響を与えかねないため、担当部局が交渉を重ねたという。

目玉政策を誘導してきた補助金もカットする。金額でも突出している「住宅用太陽光発電導入促進事業補助金」（11億2千万円）は黒岩知事の肝いりで予算を倍増したが、太陽光パネルの価格が下がり目的を達したとして一転、廃止する。

前知事時代に始まった「電気自動車導入補助金」（1億1千万円）も目標の県内3千台を達成したため打ち切る。

一方で継続の方針になったのは74件。特に重点的に見直す」としてきた運営費補助金でも「厚木看護専門学校運営費補助」（2億円）や「総合リハビリテーション事業団補助金」（1億9千万円）などは継続する。市町村補助金も50件のうち31件は継続が交付金化の方向で調整している。

他の補助金は「13年度から見直し」（113件）、「14年度以降に見直し」（33件）など時期を区分して整理した。13年度から見直すとした分には現在も交渉が続いているものもあり、中には年度当初までに廃止方針が決まる可能性もあるという。

補助金見直しは県財政の「危機的状況」に対応する狙いで始まったが、捻出する目標額は定めていない。黒岩知事は「一つ一つ精査し方向性は見えてきた。しっかりと進んでいる」と現状を説明した上で、「浮かび上がった本質は、20年後も安定した財政にするにはどうするかということだ」と長期的な視点で取り組む姿勢を示している。

（鈴木 達也）

# 保育士給与引き上げ

## 4月から、最大月1万円

### 厚労省方針

厚生労働省は7日、私立保育所に勤める保育士の給与を4月から引き上げる方針を固めた。具体的な額は各施設が個別に決めるが、最大月1万円程度上乗せされる見込みだ。私立保育所の保育士は公立保育所や他業種に比べて給与が低水準になっているため、待遇を改善して人材を確保し、子育て支援充実や待機児童解消につなげる。

2012年度補正予算案に計上する保育士確保対策費438億円の中から必要経費を捻出する。都道府県に設置している「安心こども基金」に積み増し、各保育所に運営費として支給する。

厚労省は、消費税増税に伴い、新しい子育て施策が15年度に本格化するまでの臨時的な措置と考えてお

り、その後の対応は別途検討する。

保育士の待遇をめぐっては、自民党が先の衆院選公約で「待機児童解消のため、処遇改善などによる保育士の確保をはじめ即効性のある対策を講じる」と明記。安倍晋三首相は、選挙期間中から幼児教育の無償化を

打ち出し、就任後は田村憲久厚労相に保育士の待遇改善に取り組みよう指示するなど子育て施策の充実に着手。公明党からも要望が出ていた。

このほかに、保育士資格を持つている人の就職を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置や、認

可外保育所の職員が保育士の資格を取得する際の費用を助成する。

◆待機児童 親の就労や求職、病気など認可保育所の入所要件を満たし、入所を希望しているのに、定員の超過などで保育所に入れない乳幼児。厚生労働省によると、2012年4月時点で、全国で2万4825人。入所が難しいため、親が待機することすら諦めている「潜在的な待機児童」も多いとみられる。幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」などの拡充に伴い、保育士の人材確保が課題になっている。

# 増設で首都圏 悩みは人材不足

# 新人保育士 地方に求ム



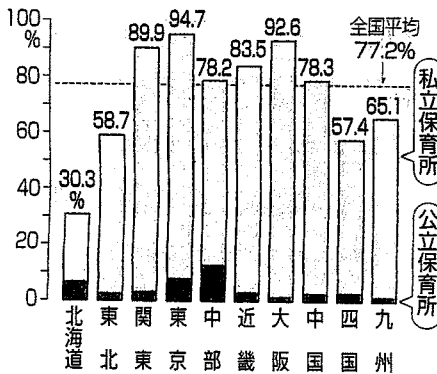
首都圏の保育所で働く東北出身の保育士柴原真季子さん。昨年12月、横浜市の柿の木台保育園で

認可保育所への入所を希望する待機児童約二万五千人（二〇一二年四月現在）の半数近くを占める首都圏では、保育所の増設による保育士不足が深刻だ。運営する企業や社会福祉法人は、地方での人材獲得に力を入れている。

「最低限必要な人数をそろえるのに精いっぱい、人物の出身まで選考できない」と話す経営者もいる。ここ数年、相当厳しい。埼玉や神奈川県認可保育所を九カ所運営する社会福祉法人あ

## 社会福祉法人など 説明会や寮整備に力

私立短大卒保育士の地域別正規雇用率 (2012年3月卒、日本私立短期大学協会調べ)



一〇一三年度に向けた首都圏の保育所の採用活動は昨秋から今年三月までが佳境。待機児童を解消するため、新設や定員増が相次ぐだけに、どの保育所も保育士の確保に四苦八

すみ福祉会の迫田健太郎常務理事は首都圏の保育士採用の現状をこう語る。資金的には成り立つはずの新設計画が、保育士が確保できずに頓挫した例もあるという。

## 低い手取り…処遇配慮を

地方の学生にとって、保育関係で安定した仕事を望んでも地元では採用が少なかったため、大都市圏への就職を選択せざるを得ない面もある。

日本私立短期大学協会が二〇一二年三月の卒業生を対象に行った調査では、保育士の正規雇用率は全国平均で77.2%。東京、大阪では九割を超えるのに

比べ、北海道30.3%、東北58.7%、四国57.4%と、大都市より地方が低い。短大の就職担当者は「ほとんどの求人者が非正規雇用で経済的自立が困難」（北海道）、「地方の公立保育士採用が難しいので、都市部へ応募する学生が増えてきた」（四国）などの声がある。

しかし、新卒保育士の給与は低く、都市部で就職しても長続きしないケースがある。敬愛大（千葉市）の高田茂キャリアセンタール長は「新卒保育士の手取りは十五万円程度。中には福利厚生が手薄な法人もあり、首都圏での一人暮らしはなかなか成り立たない。保育士の処遇改善も重要な課題だ」と指摘する。

また、地方への配慮が必要だとの声もある。全国社会福祉協議会中央福祉人材センターの担当者は「地方では、求人が少なく、保育士資格を取っても別の業種に就職する学生がいる一方で、新興住宅地などで局地的に保育士不足が起きている地域もある。人材確保については、今後、都道府県単位で長期的な計画を作る必要がある」と話している。

苦しい。こうした状況で期待が高まってきたのが地方からの採用だ。保育士志望者向けに、仙台市で就職説明会を企画する「スキップス」（東京）によると、この三年間で参加した東北の学生から計約百三十人が首都圏に就職し

た。一月には地方の学生向けに、複数の保育所を案内する「合宿見学ツアー」も開催する。あすみ福祉会は〇九年から仙台での説明会に参加し、学生の見学を積極的に受け入れるなど、東北出身の保育士の獲得に力を入れた。柿の木台保育園（横浜市）で働く東北福祉大卒の保育士柴原真季子さんは「福島県浪江町出身」は「東北では正規職員での就

職は難しかった。保育内容が先進的で、やる気を持って働いている姿が魅力的だった」と話す。地方出身者が首都圏で就職するには家賃や生活費の高さがネックになる。あすみ福祉会は給与に手当を上乗せしているが、全国で計八十五カ所の認可保育所を運営する「JPHオルディンクス」（名古屋市）は、東京と神奈川の計五カ所に管理

人付きの寮を整備し、面接を受けた短大二年生は「初任給でも余裕のある暮らしができるよう、家賃は光熱費込みで月三万三千円と相場より格安に抑え、朝夕の食事も数百円で提供する。採用担当者は「寮があるのは強み。送り出す家族にも安心してもらえる」と説明する。

同社は北海道から九州まで全国で会社説明会を開き、保育士を通じて採用している。昨年十一月に福島市で二次面接を受けた短大二年生は「従業員満足度を高めることが大切だ。就職した先輩からの評判が下級生の採用にもつながっている」と話している。

た。二月には地方の学生向けに、複数の保育所を案内する「合宿見学ツアー」も開催する。あすみ福祉会は〇九年から仙台での説明会に参加し、学生の見学を積極的に受け入れるなど、東北出身の保育士の獲得に力を入れた。柿の木台保育園（横浜市）で働く東北福祉大卒の保育士柴原真季子さんは「福島県浪江町出身」は「東北では正規職員での就職は難しかった。保育内容が先進的で、やる気を持って働いている姿が魅力的だった」と話す。地方出身者が首都圏で就職するには家賃や生活費の高さがネックになる。あすみ福祉会は給与に手当を上乗せしているが、全国で計八十五カ所の認可保育所を運営する「JPHオルディンクス」（名古屋市）は、東京と神奈川の計五カ所に管理人付きの寮を整備し、面接を受けた短大二年生は「初任給でも余裕のある暮らしができるよう、家賃は光熱費込みで月三万三千円と相場より格安に抑え、朝夕の食事も数百円で提供する。採用担当者は「寮があるのは強み。送り出す家族にも安心してもらえる」と説明する。同社は北海道から九州まで全国で会社説明会を開き、保育士を通じて採用している。昨年十一月に福島市で二次面接を受けた短大二年生は「従業員満足度を高めることが大切だ。就職した先輩からの評判が下級生の採用にもつながっている」と話している。

～社会福祉法人による 暮らしのレスキュー～

# かながわライフサポート事業



社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 経営者部会

# 先ず始めること つくりあげていくもの

社会福祉法人が民間社会福祉事業の担い手として、国民の福祉の増進に果してきた実績は高く評価されています。これは社会福祉法人が公益性を保持してきたことに対する社会的信頼です。

一方で、長年の措置制度のもとで行政からの委託事業が中心になり、自主的な地域への福祉の取り組みがしだいに希薄になってきたという批判があります。また、介護保険制度等により他のサービス供給主体との違いも不明確になってきています。

公益性のある仕事を自ら開拓して展開させるところに社会福祉法人の使命があるこ

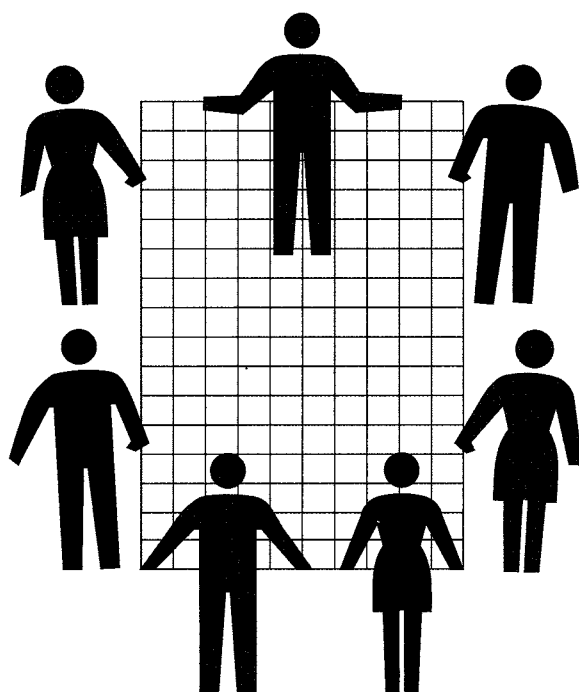
とから、今、改めて、制度創設の理念に立ち返り開拓的な公益活動に取り組む必要があるのです。

この事業は、各種制度の狭間で生活に困難をきたしている支援を要する方々に対して、専門的な援助知識・相談技術を活用し地域での訪問活動を積極的に行うと同時に、地域の各機関との連携により要援護者の発見に努め、その課題を解決するために迅速にきめ細やかな援助を行う総合生活相談機能が活性化することを目的としています。

## さまざまな 生活課題

人々のライフスタイルが多様化し、福祉制度の進展した今日であっても、地域には既存制度では対応できない方、制度の狭間にいる方や制度の利用を拒んだり、生活困窮から必要なサービスを受けられない方などの問題があります。

また、「心身の障害・不安」、「社会的な孤立」などの生活課題を抱えている人も少なくありません。



# 社会福祉法人 の力を



社会福祉法人  
神奈川県社会福祉協議会  
会長 篠原 正治

社会福祉法人が創設されてから60年以上が経ちました。私たちの先輩は、制度も財源もない中から、目の前にいる支援を必要とする方々のために知恵をしぼり、活動を創造し、そして共に歩んできました。そうした活動が実を結び、多くの社会保障制度や社会福祉制度がつくられ、私たちの生活に関連しています。しかしながら、経済や社会の多様性の中で「狭間」や「孤立」が

生まれていることも直視していかなければなりません。

こうした「狭間」や「孤立」に社会福祉法人として向き合い、先達の礎の上に立って、県内約500を数える会員法人の力を結集して、オール神奈川、オール種別でこの『かながわライフサポート事業』を創造し、推進していきたいと考えています。みなさまのご協力を心よりお願い申し上げます。

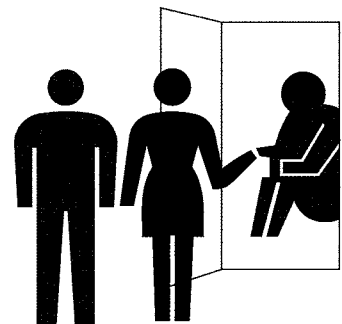
## 支援のしくみ

要支援者に対して、各社会福祉法人がその使命として、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。

このような方々の相談活動を活発化することにより、心理的不安の軽減を図り、利用可能な制度へつなぎます。

また、この取り組み「かながわライフサポート事業」を行う社会福祉法人は社会福祉法の第二種社会福祉事業である「生活困

難者に対する援助相談事業」支援として位置付けます。



これら事業の展開の効率かつ円滑な実施を図るため社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の経営者部会において「かながわライフサポート事業」を実施し、必要な基金の管理運営を行います。

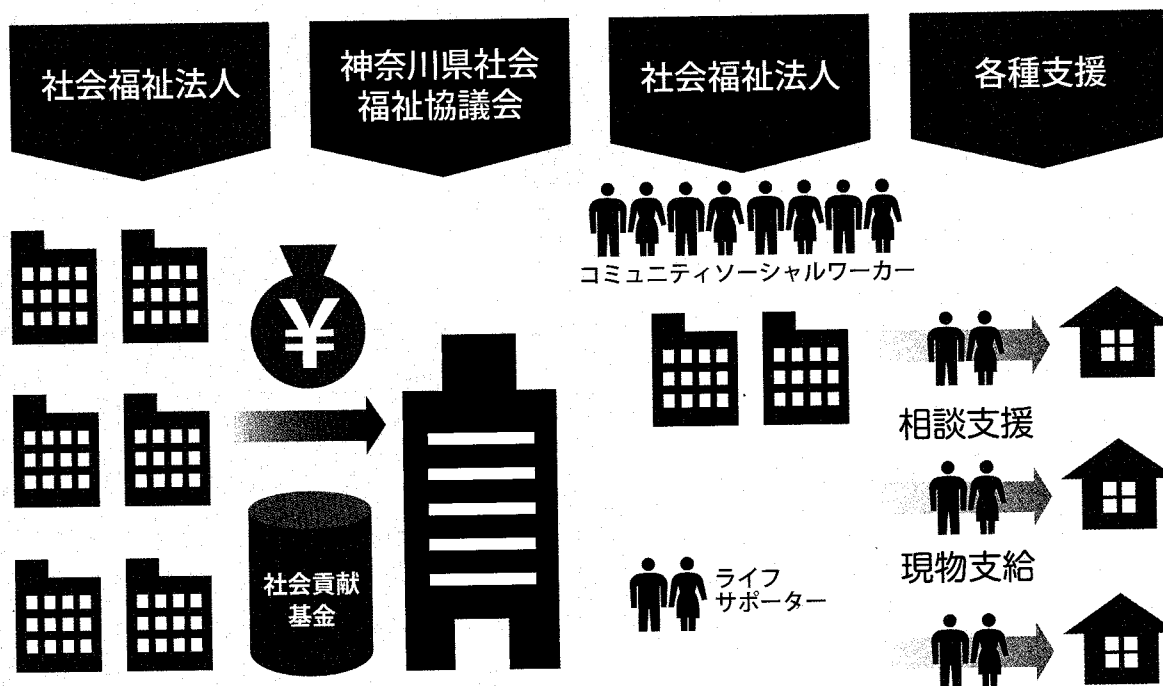
# 基金を設置します

「かながわライフサポート事業」を地域で展開することは神奈川の民間社会福祉事業者が公益性のある事業に自主的に取り組み、社会福祉法人本来の使命を達成し法人制度存続にもつながる今取り組むべき課題なのです。

このために必要な費用を社会福祉法人自らが負担して基金を設置します。



## 基金による支援の流れ



# ポイント

- 1 各施設（法人）がこの事業を、第二種社会福祉事業として定款に明示すること
- 2 事業の原資の多くが各施設（法人）の会費によって支えられること
- 3 各施設がコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置すること
- 4 各ブロックの拠点施設に県社協所属の「ライフサポーター」が配置され、各施設所属のCSWとともに活動すること
- 5 対象を限定しないこと（すべての生活困難者を対象とすること）
- 6 窓口で待つのではなく、支援を必要としている人のもとへ出向くこと
- 7 迅速に（多くの場合、即日または翌日のうちに）支援を開始すること
- 8 たんなる相談ではなく、必要な場合には経済的支援を行う（ただし、現金給付ではなく、CSWが買い物や支払い等に同行して行う）こと
- 9 「たらい回し」を戒め、他機関に紹介するときにも問題解決（支援の終結）まで見届けること
- 10 事例研究に重点を置いたCSWの教育訓練に注力すること

## 支援を受けた人々の声

（平成22年3月31日発行 大阪府社会福祉協議会

「社会福祉法人による生計困難者に対する相談支援事業手引書（第1分冊）社会的効果検証報告書」より抜粋）

- 「一番困っているときに来てもらえたのがすごくうれしかった。」（40代後半・女性）
- 「つらかったことから考えたら、「良かった」の一言です。とにかく手放して喜べる。」（70代後半・男性）
- 「社会貢献事業のお三人さんにお世話にならなかったら、死んでたかもしれない。」（60代前半・男性）
- 「社会貢献事業の相談員をどんどん増やしていただきたい。」（70代後半・男性）
- 「これまで助けてもらって、一生懸命自分でやるようにしようと思ってますねん。」（70代後半・男性）
- 「食材援助の決裁がおりた」と電話をもらったときはうれしかった。」（60代後半・男性）
- 「前略 この度はお世話になり、なんとお礼を申し上げてよいのかわかりません。〇〇さんは仕事ですと言われますが、心細やかな言葉、態度、身体から出るやさしさ。我が家で〇〇さんの話になると主人は泣くなよそれぞれと申します。初めて〇〇さんとお会いした時を思い出、嬉し涙がとまりません。私も年に合った仕事があれば、〇〇さんのようにボランティアで人にやさしく接したいものです。〇〇さん、本当にありがとうございました。今後は体調に気をつけられて私たちのような人々を一人でも幸せと感じられるよう、救って差し上げて下さい。〇〇さんには、いつまでもお元気で過ごされることを祈っています。まずはお礼方々乱筆にて失礼致します。 かしこ」



# かながわライフサポート事業の経済的援助

かながわライフサポート事業の経済的援助は、相談員であるコミュニティソーシャルワーカー、ライフサポーターによる現状の生活や収支状況等の聞き取りに加え、

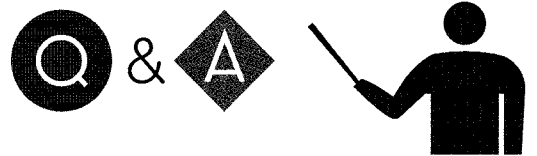
- ①本人のこれからの生活のために必要不可欠であり、経済的援助を行うことによって生活の安定を図る見込みがあるかどうか、
- ②かながわライフサポート事業として経済的援助をしなければ生命や生活の継続に危険を及ぼす状況であるかどうか、
- ③他に代替できる手段（例えば行政制度、親類や近隣からの支援）がないかどうか

等を踏まえた上で、各事例によって個別に必要性和援助額を判断しています。決定した場合は概ね10万円までの現物給付で行っており、相談者本人に現金をお渡しすることはなく、例えば食材ならスーパー等で購入して本人にお渡しし、医療費なら医療関係の窓口で支払いを代行します。「どの事例も10万円まで利用できる」ということではなく、各事例に応じて必要最低限の援助金額を見極め、施設の長の決裁を得た上で決定しています。

神奈川県社会福祉協議会  
経営者部会 相談支援活動

経済的援助

経済的援助が目立ちますが、この事業はあくまでも総合生活相談であり、経済的援助はその1つの機能です



Q<sub>1</sub>

単なるばらまきになるのではないかと、際限なく給付しなければならないのではないかと。

A

CSWやライフサポーターが連携して支援の必要性について専門的に関わることで判断していきます。また、他制度の代替えでないという視点をしっかり持って支援にあたることを基本としています。

Q<sub>2</sub>

あそこに行けばお金や食料がもらえるなどの情報が広がると、窓口に殺到してしまうのではないかと。

A

給付金が適正に使用されるために現金給付は行いません。経済的援助はCSW等が同行して必要な支払いや物品の購入を行う現物給付となります。

Q<sub>3</sub>

ホームレスなどへの対応はどうか。

A

この事業は公的な支援もしくは各種支援の狭間にある人を対象として行うものです。支援の要件として自立支援を求める人を対象として解決のあと押しをするものです。ホームレスの人を一律排除するものではありませんが、単なる金銭給付を求める場合を対象とするものではありません。

Q<sub>4</sub>

CSWは事業所の兼務で行うのだが負担増や行うことのメリットはあるのか。

A

CSWには事例検討など専門的な研修を継続的に行います。これにより専門

職としての技術向上に役立つとともに各機関との連携を強化する機会にもなりますので、法人としての解決力アップや人材育成、社会貢献などトータルで大きなメリットがあります。

Q<sub>5</sub>

保育園は子どもに対する支援を行う事業なので、生活困難者の支援事業に関連があるのか疑問を感じる。

A

保育料支払いや生活費の問題など小さな子どもがいる家庭は様々な課題を抱えていることがあります。制度の種別を超えて社会福祉法人が積極的支援を行うことが、保育に携わる職員が突き当たる制度の壁を乗り越え、やりがいと定着率を高めることにつながるものです。

Q<sub>6</sub>

経済的支援が多いと基金の継続が難しいのではないかと。

A

この事業は相談支援事業が基本となっています。大阪の事例では経済的な支援は全体の1割程度となっています。経済支援は一つのツールであるとの考え方が適当です。

Q<sub>7</sub>

行政が行うべき事業の肩代わりをさせられるのではないかと。

A

事業の目的は各種制度にあてはまらない緊急性を要する問題に対して即効性のある支援をおこなうものです。実施にあたっては専門職が各機関と連携をとって行うものです。

Q<sub>8</sub>

事業経営状況が厳しく基金は出せないが何らかの協力はしたい。

A

基金へのご協力はぜひお願いしたいところですが、各法人それぞれの事情があるかと推察します。この事業の目的は社会福祉法人の「先駆性」「開拓性」を可視的に発揮することを企画したものです。

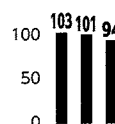
①人、物、金などの資源を有し、②県内だけでも500近い法人があり、③それが社会福祉協議会に組織されているという社会福祉法人のポテンシャルを生かすことができれば、大きな力となると考えます。ご協力をぜひお願いします。

Q<sub>9</sub>

事業開始にあたりマーケティングなど事業の有効性について事前の調査はおこなったのか。

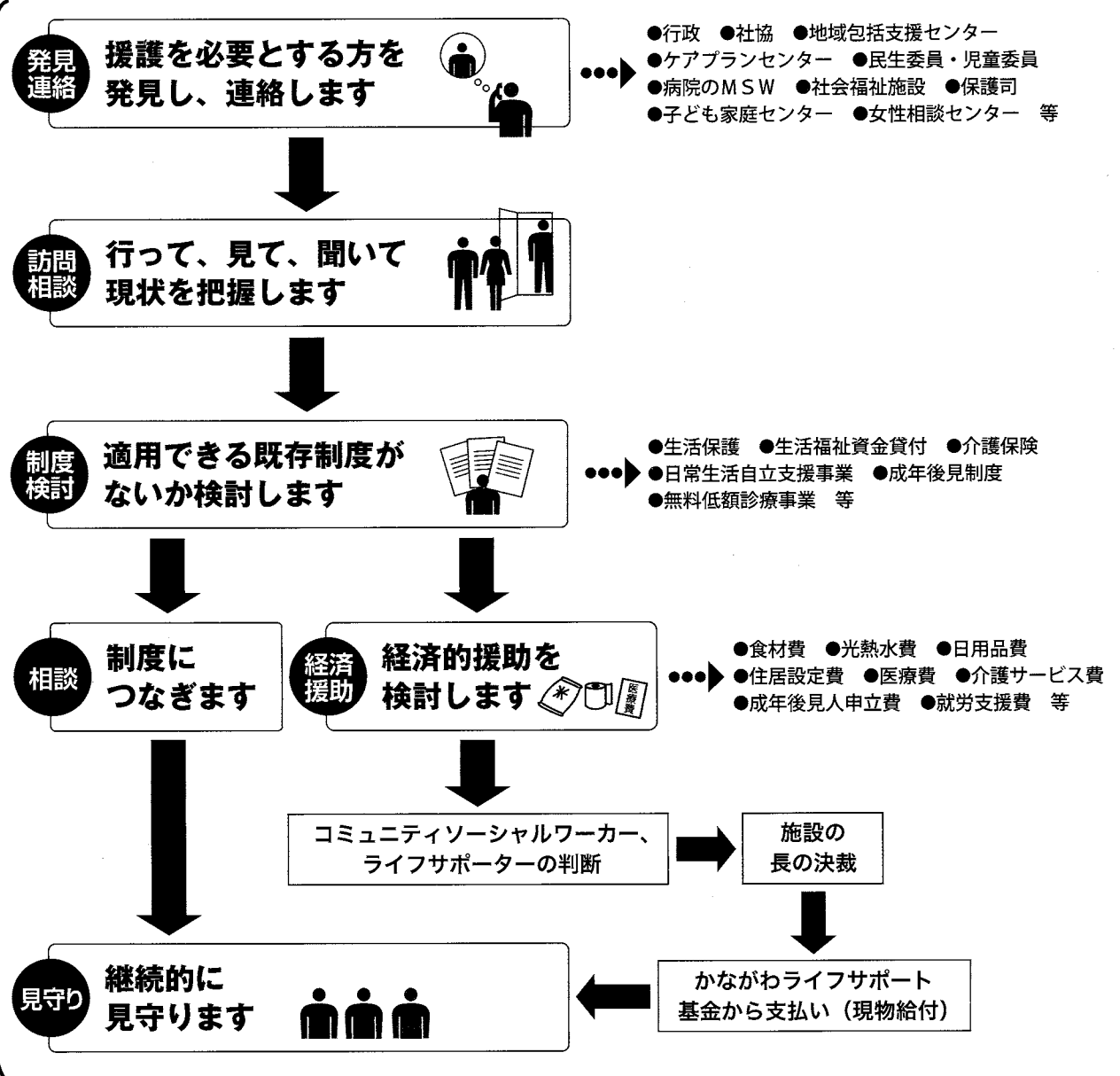
A

わたしたち社会福祉事業を行っている者の先達は、生活困難者がいるから制度を創って支援しようというのではなく、目の前で困っている人々に積極的な支援を行うことで現在の事業が構築されて来たという歴史があります。会員法人の一層の理解を得る努力は必要なのですが、準備のために多くの月日かけるのは適当ではありません。たとえ十分な体制ではないとしても、少しでも早く事業を立ち上げることが必要であると考えます。



# コミュニティソーシャルワーカー・ ライフサポーターによる相談援助のながれ

本人に寄り添う「コミュニティソーシャルワーカー」



**お問い合わせ**

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番地の2（神奈川県社会福祉会館内）  
 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
 福祉サービス推進部 社会福祉施設・団体担当  
 TEL:045(311)1424 FAX:045(313)0737  
 E-MAIL:sisetu@knsyk.jp

～保育所長の資質向上に向けて～

# 平成24年度 保育所長集中講座 開催要項

**本講座の  
特色**

- 『保育所長の研修体系』(全保協作成)に基づくモデル研修プログラムを具体化
- 『保育所長の研修体系』検討委員の学識者が中心に講師をご担当
- 制度の変革期における保育所、保育所長のあり方を考える

**1. 主 旨**

今日の保育所長には、多様で高度な資質が求められています。  
 全国保育協議会では、このような状況をふまえ、平成21年度に『保育所長の研修体系』を作成し、保育所長が備えるべき資質とそのための学習領域について具体的な研修内容をまとめました。平成22年度よりその研修内容に沿って、保育所長自らがその役割・機能を確認し質的向上を図ることを目的に、モデル的に研修を実施してきました。本年度はその最終年度にあたり、『保育所長の研修体系』をとりまとめた学識者が中心となり各講義を担当します。  
 また、国においては、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、今後、政省令の内容等に関する検討がすすめられることとなります。  
 このように制度の変革期における保育所、保育所長のあり方についても、本研修会をとおして学ぶことを目的に開催するものです。

**2. 主 催**

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会  
 [実施主体 全国保育協議会]

**3. 後 援 (予定)**

厚生労働省

**4. 期 日**

平成25年**2月25日(日)～27日(火)**

**5. 会 場**

「**パンパシフィック横浜ベイホテル東急**」  
 〒220-8543 横浜市西区みなとみらい2-3-7  
 TEL 045-682-2222 (みなとみらい線「みなとみらい駅」から徒歩約1分)

**6. 対 象**

保育所長または保育所長に準ずる者

**7. 参加費**

会 員 **14,000円**      非会員 **19,000円**

**8. 定 員**

**500名**

**9. 締 切**

平成25年**2月1日(金)** (定員になりしだい締め切らせていただきます)

**10. 日 程**

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	16:40
2/25 日					受付 開会式	講義① 「スーパービジョン～ 新制度における職員 の資格(保育教諭等) について～」 講師：大嶋恭二氏	休憩	講義② 「保育と子育て支援の プログラムの開発」 講師：倉石哲也氏	
2/26 日		講義③ 「配慮が必要な子ども と親への支援の実際」 講師：倉石哲也氏	休憩	講義④ 「地域社会資源の ネットワークI」 講師：金子恵美氏	休憩	講義⑤ 「地域社会資源の ネットワークII」 講師：金子恵美氏	休憩	講義⑥ 「保育所と地域の ふれあいづくり、町づくり」 講師：小川清美氏	
2/27 日		講義⑦ 「子育て支援の総合的な 視点としての保育所」 講師：調整中	休憩	講義⑧ 「これからの保育所の あり方を考える～子ども・ 子育て関連3法をふまえて～」 講師：全国保育協議会	閉会式				

# PROGRAM

## 第1日 (2月25日月)

12:00~13:00 受付

13:00~13:20 開会式 (あいさつ、オリエンテーション)

13:20~14:50 講義① 「スーパービジョン~新制度における職員の資格(保育教諭等)について~」

保育所長は保育所の運営管理の専門家としての責務と力量が求められる。

本講義では、新たな子育て支援の制度施行に向けて具体的な準備がすすめられる中、保育の質の向上や人材育成の方法等、スーパービジョンの知識と技術について学ぶとともに、次代の子育て現場を担う保育士の養成について理解を深める。

講師：大嶋恭二氏 (共立女子大学 教授)

14:50~15:10

休憩

15:10~16:40 講義② 「保育と子育て支援のプログラムの開発」

保育所では、子どもの健全な育ちを保障し質の高い保育を提供するために日々の保育に取り組んでいる。

本講義では、子どもの発達状況に応じた保育実践と地域の子育て支援への理解を深めるための研修やプログラム開発の方法について学ぶ。

講師：倉石哲也氏 (武庫川女子大学 教授)

## 第2日 (2月26日火)

9:00~10:30 講義③ 「配慮が必要な子どもと親への支援の実際」

保育所では、発達障害など配慮を必要とする子どもの増加傾向が指摘されるなか、その子どもへの適切な支援が求められている。

本講義では、配慮を必要とする子どもへの日々の保育における留意点、子どもや家庭への支援のあり方、地域や関係機関との連携方法などについて学ぶ。

講師：倉石哲也氏 (武庫川女子大学 教授)

10:30~10:50

休憩

10:50~12:20 講義④ 「地域社会資源のネットワークⅠ」

12:20~13:20

昼食・休憩

13:20~14:50 講義⑤ 「地域社会資源のネットワークⅡ」

保育所は、地域の子育て拠点としての機能が求められる中、保育所長には、地域の社会資源の把握とネットワークの知識や技術が必要となる。

本講義では、地域に向けての情報発信や社会的認知、地域の専門職・地域住民との連携等、地域と協働するための知識と方法などについて学ぶとともに、地域のニーズに対応した新たなネットワークづくりの力を培う。

講師：金子恵美氏 (日本社会事業大学 准教授)

14:50~15:10

休憩

15:10~16:40 講義⑥ 「保育所と地域のふれあいづくり、町づくり」

全保協の将来ビジョンに示した「すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会」を実現するためには、地域に子育ての関心を高め、参加・協力を広げる取り組みが必要となる。

本講義では、保育所に地域の人々を受け入れるノウハウや、地域活動への日常的なかわりなど、保育所と地域の双方向の交流方法と子育て文化の継承や創造の拠点づくりの手法などについて学ぶ。

講師：小川清美氏 (東京都市大学 教授)

# 第3日 (2月27日水)

9:00~10:30

## 講義⑦ 「子育て支援の総合的な拠点としての保育所」

子どもが心身ともに豊かに成長するためには、子どもと家庭を一体的にとらえ地域全体で子育てを支援することが必要とされている。

本講義では、地域のニーズ把握と、保育所が地域の中心となって、子育て支援を展開するための知識と方法などについて学ぶ。  
講師：調整中

10:30~10:50

休憩

10:50~12:20

## 講義⑧ 「これからの保育所のあり方を考える~子ども・子育て関連3法をふまえて~」

「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し公布された。今後は政省令の内容等の検討がすすめられることになる。

本講義では、保育所がこれまで担ってきた役割・機能をふまえ、新たな制度にむけた課題や事業展開等について、全国保育協議会の検討状況を報告する。

佐藤秀樹 (全国保育協議会 副会長)

12:20~12:30

## 閉会式

(\*講義テーマや講師は変更することがあります。)

### 保育所長の学習領域

下図は、「保育所長の研修体系」(全保協作成)で示した、保育所長に必要な学習領域と今回の研修で学ぶ科目【網掛け部分】の関係を示しています。

	①施設長としての 基盤	②保育所管理・ 運営者としての 知識・技術	③専門研修				
			③-1 子どもの育ちを 保障する	③-2 子育てライフを 支援する	③-3 多様な連携と協働を つくる	③-4 子育て文化を育む (子育てに関心を高め、参 加・協力を+広げる)	③-5 子育て・子どもの 仕組みをつくる
保育所長	基礎編  応用編	(1)施設長としての 資質・素養  (2)リーダーシップ  (3)福祉・保育の理念  (4)保育の歴史  (5)法律の理解  (6)社会福祉法人の仕 組みの理解  □経営・運営管理 (7)職場環境づくり (8)保育所の運営方針 (9)保育所の運営 (財務、人事労務、 経営分析) (10)危機管理(リスク マネジメント)  □職員の養成・指導・ 研修 (11)専門職としての責 務 (12)研修の実施(経営 課題としての人材 育成) (13)スーパービジョン の技術 (14)保育士養成校との 連携 (15)保育組織との関係	□子どもの権利 (16)子どもの権利に関す る基本的理解 (17)虐待に関する基本的 理解とその対応 (18)配慮が必要な子ども の理解  □子どもの育ちを保障 するための基礎的知 識 (19)子どもの発達と保健 等の理解 (20)保育所保育指針の理 解  □保育所保育指針の実 践的展開 (21)保育課程の編成 (22)組織として実践の評 価  (23)配慮が必要な子ども への具体的実践方法 について  (24)保育の質の向上のプ ログラム開発	□子育て支援 (25)相談援助技術の理解 (26)保育所の中での食 育・栄養関係 (27)サービスの多様化  (28)保護者理解・対応  (29)親子支援の理解と実 践  (30)子育て支援の総合的 な拠点としての保育 所  (31)新たな子育てサービ スの研究と開発	(32)保育所や地域におけ る情報共有  □社会連帯の中の保育 所 (33)社会連帯の中の保育 所 (34)関係機関・施設のネッ トワーキング  (35)地域の保育機能を強 化する(知識の習得)  □社会連帯の中の保育所 (実践(演習)編) (36)地域社会資源のネッ トワークI(技術の 習得) (37)地域社会資源のネッ トワークII(技術開 発)	□地域を知る・地域の 理解を得る (38)地域の人的・物的・ 文化環境 (39)地域における子ども の安全・安心  □子どもと地域の人々 の接点を増やすため の取り組み (40)保育所への地域の人 の受け入れ・機会の 提供 (41)地域の行事などへの 参加・日常の中での ふれあいの機会をつ くる  □地域づくり、街づくり (42)子どもがいる街、子 どもがいる生活の意 味 (43)きっかけづくり、場 づくり、活動づくり (44)地域づくり、街づく りの手法	□制度・施策の理解・ 研究・提言 (45)子ども家庭福祉施策 等の理解・研究・提 言 (46)保育所に関わる制度・ 施策・提言  (47)地方行政への関わり と施策の研究・提言  (48)専門技術の向上のた めの研究・提言  (49)ITの活用による連携

## 参加費

会 員 14,000円 非会員 19,000円

## 会場・宿泊等のご案内

研修会会場：パンパシフィック横浜ベイホテル東急

横浜市西区みなとみらい2-3-7 TEL：045-682-2222/FAX：045-682-2223

宿泊日・宿泊施設（1泊朝食付税・サービス料込）平成25年2月24日回／前泊～2月28日回

宿泊ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	ホテル記号	所在地
パンパシフィック 横浜ベイホテル東急	シングルルーム	17,800円	AS	みなとみらい線「みなとみらい駅」より徒歩1分 JR「桜木町駅」より徒歩10分
	ツインルーム	11,000円	AT	
横浜桜木町 ワシントンホテル	シングルルーム	12,000円	BS	JR「桜木町駅」より徒歩1分 みなとみらい線「みなとみらい駅」より徒歩8分
	ツインルーム	9,800円	BT	
横浜伊勢佐木町 ワシントンホテル	シングルルーム	9,000円	CS	地下鉄「伊勢佐木長者町駅」より徒歩1分 JR「関内駅」より徒歩5分
	ツインルーム	8,000円	CT	
ホテルルートイン 横浜馬車道	シングルルーム	6,800円	DS	みなとみらい線「馬車道駅」より徒歩2分 JR「関内駅」より徒歩9分
	ツインルーム	6,300円	DT	

※ご希望のホテルが満室の場合、他ホテルへの変更をお願いすることがございます。  
ツインルーム（2名1室）は同室希望者がいらっしゃる場合のみお受けいたしますのでご了承ください。

## 昼食のご案内

2日目のご昼食（お弁当）を会場内でお召し上がりいただけるようご用意いたしましたので、ご利用いただければ幸いに存じます。なお、外部からの食べ物（お弁当等）は会場内への持込をご遠慮頂いております、予めご了承ください。

●ご昼食（お弁当） **1,260円（バック茶付）**

## 変更・取消について

お申込後の変更及び取消は申込書の控えに上書きし、FAXにてご連絡ください。

参加費送金後以降にお取消された場合、参加費のご返金をいたしません。

資料の発送をもって換えさせていただきます旨、ご了承ください。

なお、宿泊・食事等の費用につきましては参加費と別に下記取消料がかかりますので、予めご了承ください。

種別	14日前～8日前まで	7～2日前まで	前日	当日12時まで	当日12時以降・無連絡不参加
宿 泊	10%	20%	40%	50%	100%
昼 食	無 料	無 料			100%

## 申込手續のご案内

別紙「申込書」にご記入の上、FAXにてお申込みください。

●参加申込締切日 **2月1日回** ※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

お申込の内容に基づき、参加券、請求書、宿泊券等を開催の約1週間前までに送付いたします。

お手元に届き次第、請求書に記載された当社指定口座にお振込みください。

なお、宿泊・食事等の費用につきましては参加費と別に下記取消料がかかりますので、予めご了承ください。

## 【お申込・お問合せ先】（旅行企画・実施）

トップツアー(株)東京法人西事業部第2営業部「全保協デスク」 担当：春田・熊野・川見

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル10階

TEL：03-5766-0099 FAX：03-5766-0264 受付時間 9:30～18:00 ※土・日・祝日休業

観光庁登録旅行業第38号（一社）日本旅行業協会会員/総合旅行業務取扱管理者：酒井 克之

〔社内承認番号（当講座整理番号） 6243 〕

## 研修会の内容・運営に関するお問合せ先

全国社会福祉協議会 全国保育協議会（岡澤、山本）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL：03-3581-6503 FAX：03-3581-6509

平成24年度 保育所長集中講座

# 研修・宿泊・昼食申込書

〔2月1日金までにお申込ください。〕

**FAX : 03-5766-0264**

(TEL : 03-5766-0099)

トップツアー(株)東京法人西事業部/全保協デスク  
〒150-0002

東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル10F

## 研修参加申込

太線内はもれなくご記入、または○印をお付けください

都道府県 指定都市名		会員 非会員	会員・非会員		
ふりがな					
氏名		性別	男性・女性	保育の 経験年数	年    月
施設名		施設形態	公設公営 公設民営 民設民営	職種	
施設 所在地  (参加券等の 送付先と なります)	〒  (TEL :        -        -        ) (FAX :        -        -        )				
備 考					

## 宿泊・昼食等申込

参加費		宿 泊 (記号)				昼 食 2月26日	合 計	同室 希望者名
会 員	14,000円	(前泊) 2月24日	2月25日	2月26日	(後泊) 2月27日			
非会員	19,000円	記号	記号	記号	記号	1,260	37,260	東急太郎
記入例	14,000	×	AT	AT	×			
送金額		記号	記号	記号	記号			

※記入例を参考に、送金額をご記入ください。宿泊・昼食不要の場合は「×」をご記入ください。

※領収書は振込用紙の控えにて代えさせていただきます。別に領収書をご希望の方は、研修会当日、トップツアー受付までお申し出ください。

※参加費、宿泊・昼食代のお支払いは、請求書記載の口座へお振込願います。請求書は2月中旬に参加券と共に送ります。

※複数でのお申込の場合は、申込書をコピーしてお申込ください。

トップツアー回答欄	申込受付日	変更・取消日
<input type="checkbox"/> お申込をお受けしました。 <input type="checkbox"/> ホテル満室のため、調整後にご連絡させていただきます。 <input type="checkbox"/> 申し訳ありませんが定員に達したため、お受け出来ません。		

◎当講座の宿泊につきましては全国保育協議会からの業務委託に基づきご案内させていただき募集型企画旅行となります。

◎手配のために必要な範囲での宿泊期間等への個人情報の提供について同意の上、本講座の宿泊を申込ます。

〔社内承認番号(当講座整理番号) 6243 〕



# 全国保育協議会・全国保育士会 「保育活動専門員」認証制度について

本会では、保育・子育てに関係するすべての方を対象に、全国保育協議会、全国保育士会、ブロック保育協議会が主催する大会・研修会を一定回数以上受講した方に対して認定証を発行する『保育活動専門員』認証制度（以下：認証制度）を実施しております。

平成19年度に開始した本制度で、これまで980名の方が「保育活動専門員」として認定され、全国各地の保育現場で活躍されています。

保育所保育指針が改定され、保育所には地域の子育て支援の拠点として、その役割・機能はますます大きくなるとともに、保育従事者の資質向上が求められます。

**\* 本研修会も認証制度の対象研修会となります。認証制度の詳細は全保協ホームページ <http://www.zenhokyo.gr.jp/>をご覧ください。**

## 個人情報の取り扱いについて

本会における個人情報の取り扱いは、本会の「個人情報保護に関する方針等について」に基づいて取り扱います。（個人情報の保護に関する方針は全保協ホームページをご覧ください。）

「参加申込書」に記載された個人情報は、本研修会の運営・管理の目的に限って使用します。

また、研修会の参加者名簿に「氏名」「都道府県・指定都市名」「施設・運営主体名」「職名」を記載します。

なお、本研修会の申込受付等に関する業務をトップツアー(株)東京法人西事業部に委託し実施するため、上記の目的の範囲に加え宿泊手配等のサービス提供を目的として情報を共有します。

## 交通のご案内

### 《電車をご利用の場合》

#### ◆みなとみらい線「みなとみらい駅」徒歩約1分

ランドマークタワー、クイーンズスクエア方面の改札口よりクイーンモール1階へ

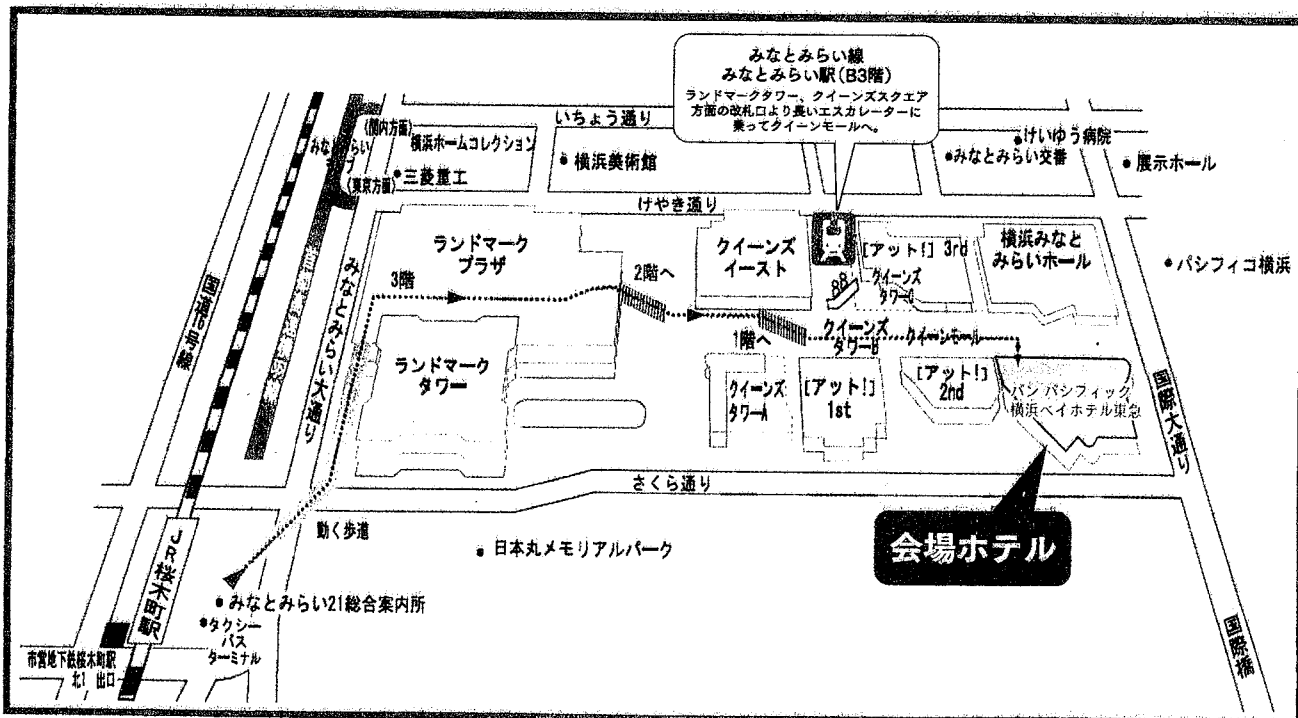
#### ◆JR根岸線、市営地下鉄「桜木町駅」より徒歩約10分

《羽田空港からのリムジンバスをご利用の場合》リムジンバスは、会場ホテル正面玄関に到着します。

※所要時間約35分・700円 ※時間は目安です。道路状況により、遅延する場合がございます。

◆羽田空港第2ターミナル 1階 8番のりばより山下公園・みなとみらい地区・赤レンガ倉庫行利用  
〈参考〉第2ターミナル発 …… 9:50、10:20、11:20、11:50

◆羽田空港第1ターミナル 1階 9番のりばより山下公園・みなとみらい地区・赤レンガ倉庫行利用  
〈参考〉第1ターミナル発 …… 9:55、10:25、11:25、11:55



# 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第20条）
- 第2章 助産施設（第21条～第24条）
- 第3章 乳児院（第25条～第34条）
- 第4章 母子生活支援施設（第35条～第43条）
- 第5章 保育所（第44条～第51条）
- 第6章 児童厚生施設（第52条～第55条）
- 第7章 児童養護施設（第56条～第65条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第79条）
- 第10章 福祉型児童発達支援センター（第80条～第85条）
- 第11章 医療型児童発達支援センター（第86条～第89条）
- 第12章 情緒障害児短期治療施設（第90条～第97条）
- 第13章 児童自立支援施設（第98条～第108条）
- 第14章 児童家庭支援センター（第109条～第111条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### （最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

#### （設備及び運営の向上）

第3条 知事は、神奈川県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

#### （児童福祉施設の一般原則）

第5条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域住民に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、児童福祉法（以下「法」という。）に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

#### （職員の一般的要件）

第6条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならない。

#### （職員の知識及び技能の向上等）

第7条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。  
(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第10条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第11条 児童福祉施設の長は、入所している児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(非常災害対策)

第12条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回、これを行わなければならない。

(衛生管理等)

第13条 児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、当該者が身体を清潔に維持できるよう、適切な方法により入浴させ、又は清しきししなければならない。

4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含む献立にしなければならない。

3 前項に定めるもののほか、児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。

4 児童福祉施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理を行う場合は、この限りでない。

い。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施の解除、停止その他の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所している児童に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を定めなければならない。

(1) 入所する者の援助に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(帳簿の整備)

第18条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等から

の苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってその施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

## 第2章 助産施設

(種類)

第21条 助産施設は、第一種助産施設（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。第24条において同じ。）及び第二種助産施設（医療法に規定する助産所である助産施設をいう。第23条及び第24条において同じ。）とする。

(入所させる妊産婦)

第22条 助産施設は、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお当該助産施設の入所定員に満たないときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第23条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設における異常分べんに係る処置)

第24条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

## 第3章 乳児院

(設備の基準)

第25条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 前号の寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。
- (3) 第1号の観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第26条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- (2) 前号の乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。

(職員)

第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。第3項、第6項及び第8項において同じ。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 第1項に規定する職員のほか、乳児院において心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かな

なければならない。

- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 第1項の看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上（これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上）とする。
- 6 第1項の看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える乳児院にはおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。
- 7 前項の規定により看護師に代えて置かれる児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。
- 8 第1項に規定する職員のほか、乳幼児20人以下を入所させる乳児院には、第6項の規定により看護師に代えて置かれる保育士を除き、保育士を1人以上置かなければならない。

第28条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 前項の家庭支援専門相談員は、前条第2項に該当する者でなければならない。
- 3 第1項の看護師の数は、7人以上とする。ただし、そのうちの1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。
- 4 前項の規定により看護師に代えて置かれる児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。

（乳児院の長の資格等）

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）第22条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、児童福祉施設基準第22条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの

2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、児童福祉施設基準第22条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（養育）

第30条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することを目的として行わなければならない。

- 2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、<sup>もく</sup>沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第15条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。
- 3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（乳児の観察）

第31条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第32条 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第33条 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

#### 第4章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第35条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 前号の母子室には、調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 第1号の母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
- (4) 第1号に規定する設備のほか、乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近に所在する保育所又は児童厚生施設が利用できない場合その他必要がある場合は、保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 第1号及び前号に規定する設備のほか、乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第36条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下この条及び第38条において同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かななければならない。

- 2 前項に規定する職員のほか、母子生活支援施設において心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かななければならない。
- 3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する職員のほか、母子生活支援施設において、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合は、個別対応職員を置かななければならない。
- 5 第1項の母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 第1項の少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設基準第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運

営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
  - (2) 社会福祉士の資格を有する者
  - (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
  - (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、児童福祉施設基準第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの
- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、児童福祉施設基準第27条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第38条 第36条第1項の母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 児童福祉施設基準第28条第1号に規定する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第39条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かし、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第40条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所している個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第41条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第42条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(保育所に準ずる設備に関する基準)

第43条 第35条第4号の規定により、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次条から第51条まで（第46条第2項を除く。）の規定を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。



## 第5章 保育所

### (設備の基準)

第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 前号の乳児室の面積は、乳児又は同号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) 第1号のほふく室の面積は、乳児又は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 第1号の乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 前号の保育室又は遊戯室の面積は同号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、同号の屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 第5号の保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 第1号の乳児室若しくはほふく室又は第5号の保育室若しくは遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける保育所の建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける保育所の建物は次のイからクまでの要件にそれぞれ該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
  - イ 保育室等が設けられている階に応じ、常用又は避難用の区分ごとに、屋内階段、屋外階段その他の規則で定める施設又は設備が1以上設けられていること。
  - ウ イに規定する規則で定める施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
  - エ 保育所の調理室（規則で定める要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されているとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
  - カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
  - キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
  - ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

### (保育所の設備の基準の特例)

第45条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とする。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画（乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。）に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第46条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 前項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(保育時間等)

第47条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。

- 2 保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。
- 3 保育所の長は、前項の規定により開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、当該保育所の所在地の市町村長と協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(保育の内容)

第48条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については規則で定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第49条 保育所の長は、入所している乳幼児の保護者と常に密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第50条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第51条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し、当該徴収金等を支払う者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該徴収金等を支

払う者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

## 第6章 児童厚生施設

### (設備の基準)

第52条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

### (職員)

第53条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 児童福祉施設基準第38条第2項第1号に規定する地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (6) 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認めたもの
  - ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
  - ウ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

### (遊びの指導)

第54条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

### (保護者との連絡)

第55条 児童厚生施設の長は、児童の健康及び行動につき、必要に応じその保護者に連絡しなければならない。

## 第7章 児童養護施設

### (設備の基準)

第56条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 前号の児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 第1号の児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別

にすること。

- (4) 第1号の便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (5) 第1号に規定する設備のほか、児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (6) 第1号及び前号に規定する設備のほか、入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。

(職員)

第57条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 第1項に規定する職員のほか、児童養護施設において心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 第1項及び第3項に規定する職員のほか、児童養護施設において実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。
- 6 第1項の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる児童養護施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。
- 7 第1項の看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第58条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設基準第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、児童福祉施設基準第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの

- 2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、児童福祉施設基準第42条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第59条 第57条第1項の児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 児童福祉施設基準第43条第1号に規定する地方厚生局長等の指定する児童福祉施設

の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

(養護)

第60条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及びその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第61条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援及び必要に応じ行う実習、講習その他の支援により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第62条 児童養護施設の長は、第60条の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第63条 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第64条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第65条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

#### 第8章 福祉型障害児入所施設

##### (設備の基準)

第66条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- (2) 前号に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 第1号に規定する設備のほか、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
  - ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
  - イ 浴室及び便所の手すり、特殊表示等の身体の機能の不自由を補う設備
- (4) 第1号に規定する設備のほか、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
  - ア 訓練室及び屋外訓練場
  - イ 浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備
- (6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- (7) 第1号の児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (8) 第1号の児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (9) 第1号の便所は、男子用と女子用とを別にすること。

##### (職員)

第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第4項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準第49条第1項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。
- 4 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあつては、更に1以上を加えるものとする。
- 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないこと

ができる。

- 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医及び児童指導員については、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第4項の規定を準用する。
- 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 9 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、第1項の規定を準用する。
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 12 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。
- 13 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
- 14 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 15 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。
- 16 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。
- 17 第1項、第5項、第10項又は第14項に規定する職員のほか、福祉型障害児入所施設において心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合は心理指導担当職員を、職業指導を行う場合は職業指導員を置かなければならない。
- 18 前項の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(生活指導及び学習指導)

第68条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適應するよう日常生活においてこれを行わなければならない。

- 2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第61条第2項の規定を準用する。

(職業指導)

第69条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第61条第3項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第70条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた障害児入所支援に係る計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第71条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）における児童と起居を共にする職員については、第64条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第72条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司（法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司をいう。第82条において同じ。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第73条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、当該診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第74条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

## 第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- (2) 前号に規定する設備のほか、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- (3) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊な手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合には、これを設けないことができる。
- (4) 第1号及び前号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(職員)

第76条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かななければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。

3 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かななければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

6 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。

7 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び



保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。

- 8 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第4項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。
- 9 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。
- 10 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第77条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第73条の規定を準用する。

（入所した児童に対する健康診断）

第78条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における第15条第1項に規定する入所時の健康診断については、第74条第2項の規定を準用する。

（児童と起居を共にする職員等）

第79条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第64条、第68条、第69条及び第72条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第70条の規定を準用する。

#### 第10章 福祉型児童発達支援センター

（設備の基準）

第80条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。
- (4) 第1号に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- (5) 第1号に規定する設備のほか、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- (6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

（職員）

第81条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄

養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。
- 3 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。
- 4 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 7 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。
- 8 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。
- 9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 10 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 11 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。
- 12 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

(保護者等との連絡)

第82条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第83条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第73条の規定を準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第84条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(生活指導等)

第85条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第68条第1項及び第70条の規定を準用する。

#### 第11章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第86条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

(2) 前号に規定する設備のほか、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(職員)

第87条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 前項の児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第88条 医療型児童発達支援センターにおける第15条第1項に規定する入所時の健康診断については、第74条第2項の規定を準用する。

(生活指導等)

第89条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の作成及び保護者等との連絡については、第68条第1項、第70条及び第82条の規定を準用する。

#### 第12章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第90条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 前号の児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。

(3) 第1号の児童の居室は、男子と女子の居室を別にすること。

(4) 第1号の便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第91条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項の医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 第1項の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 第1項の児童指導員は、第59条各号に該当する者でなければならない。

5 第1項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

6 第1項の心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。

7 第1項の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第92条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設基準第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

- (2) 社会福祉士の資格を有する者
  - (3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者
  - (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、児童福祉施設基準第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの
- 2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、児童福祉施設基準第74条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第93条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

- 2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第94条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第95条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第43条の5に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第96条 情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員については、第64条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第97条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

### 第13章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第98条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する設備以外の設備については、第56条(第2号ただし書を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「入所している児童の年齢等に応じ、男子」とあるのは、「男子」と読み替えるものとする。

(職員)

第99条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 3 第1項に規定する職員のほか、児童自立支援施設において心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければ

ならない。

- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 5 第1項及び第3項に規定する職員のほか、児童自立支援施設において実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。
- 6 第1項の児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第100条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
  - (2) 社会福祉士の資格を有する者
  - (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者
  - (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの
- 2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、児童福祉施設基準第81条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第101条 第99条第1項の児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 児童福祉施設基準第82条第3号に規定する地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 次のいずれかに該当する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの
  - ア 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - イ 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
  - ウ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの

- (6) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

第102条 第99条第1項の児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第103条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全ての児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

- 2 児童自立支援施設における学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。
- 3 第1項に規定するもののほか、児童自立支援施設における生活指導及び職業指導については、第61条第1項及び第3項の規定を準用する。
- 4 児童自立支援施設における家庭環境の調整については、第61条第4項の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第104条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第105条 児童自立支援施設は、自らその行う法第44条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第106条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第107条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第108条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

#### 第14章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第109条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第110条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かななければならない。

- 2 前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第111条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者等の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

- 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市

町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

- 3 児童家庭支援センターは、当該児童家庭支援センターが他の児童福祉施設に附置されている場合には、当該他の児童福祉施設と緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(旧中等学校令の規定による中等学校等)
- 2 第38条第5号、第53条第2項第4号、第59条第8号及び第101条第5号の学校教育法の規定による高等学校は、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)の規定による中等学校を含むものとする。
- 3 第27条第4項、第36条第3項、第53条第2項第6号ア、第57条第4項、第59条第4号、第91条第3項、第99条第4項及び第101条第4号アの大学は、旧大学令(大正7年勅令第388号)の規定による大学を含むものとする。  
(設備の基準に関する経過措置)
- 4 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号。以下「平成23年改正省令」という。)の施行の際現に存した乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)及び児童養護施設の建物(建築中であつたものを含み、平成23年改正省令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る第25条第1号及び第56条第1号の規定の適用については、第25条第1号及び第56条第1号中「相談室、調理室」とあるのは、「調理室」とする。
- 5 平成23年改正省令の施行の際現に存した乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)、母子生活支援施設及び児童養護施設の建物(建築中であつたものを含み、平成23年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に係る第25条第2号、第35条第1号から第3号まで及び第56条第2号の規定の適用については、第25条第2号中「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と、第35条第1号中「及び相談室」とあるのは「、相談室、浴室及び便所」と、同条第2号中「調理設備、浴室及び便所」とあるのは「調理設備」と、同条第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と、第56条第2号中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。
- 6 平成23年改正省令の施行の際現に存した障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第42条に規定する知的障害児施設であつて、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法(以下「新法」という。)第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(平成23年改正省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)に係る第66条第7号の規定の適用については、当分の間、同号中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。
- 7 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第17号。以下「平成24年改正省令」という。)の施行の際現に存した旧法第43条の3に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であつて、整備法附則第34条第1項の規定により新法第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法

第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（平成24年改正省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第66条第7号の規定は適用しない。

- 8 平成24年改正省令の施行の際現に存した旧法第43条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第34条第2項の規定により新法第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法第43条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに係る第81条第3項の規定の適用については、同項中「児童の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「乳幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数」とする。

(運営の基準に関する経過措置)

- 9 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号。以下「平成10年改正省令」という。）の施行の際現に乳児院に勤務していた平成10年改正省令第1条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準（以下「平成10年旧基準」という。）第21条第3項及び第22条第2項に規定する乳児の養育に相当の経験を有する女子に係る第27条第6項及び第28条第3項ただし書の規定の適用については、第27条第6項中「又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）」とあるのは、「児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は乳児の養育に相当の経験を有する女子」と、第28条第3項ただし書中「又は児童指導員」とあるのは、「児童指導員又は乳児の養育に相当の経験を有する女子」とする。
- 10 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
- 11 平成10年改正省令の施行前に平成10年旧基準第81条第1号及び第2号、第82条第2号から第5号まで並びに第83条第2号に規定する児童の教護事業に従事した期間は、第100条第1項第3号、第101条第4号から第6号まで及び第102条第3号に規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。
- 12 この条例の施行の際現に設置されている保育所及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第35条第4項の規定による認可の申請が行われ、施行日以後に当該申請に係る認可により設置される保育所については、第47条第3項前段の規定は、適用しない。

(特例幼保連携保育所の特例)

- 13 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）第3条各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と就学前保育等推進法第3条第3項に規定する幼保連携施設（以下「幼保連携施設」という。）を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第44条第6号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320+100×(学級数-2)平方メートル

- 14 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第44条



第6号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 15 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第46条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに係る同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 16 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。
- 17 前項の規定にかかわらず、附則第15項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。
- 18 附則第13項から前項までの規定は、認定こども園の要件を定める条例第3条各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第15項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。
- (検討)
- 19 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全社児発第 552 号  
平成 24 年 12 月 6 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様  
(全国保育協議会 協議員)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全 国 保 育 協 議 会  
会 長 小 川 益 丸  
(公 印 略)

### 平成 24 年度保育所長集中講座の開催について

本会の事業推進については、日頃よりご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて本会では、平成 21 年 5 月に発行した『保育所長の研修体系』に基づき、保育所長自らがその役割・機能を確認し、質の向上を図ることを目的に、平成 22 年度より標記研修会を開催しており、今年度は下記により実施することになりました。

つきましては、貴都道府県・指定都市内の会員保育所への周知および受講推奨についてご高配を賜りますようお願い申しあげます。

なお、開催要綱は会報「ぜんほきょう」平成 24 年 12 月号に同封し、会員保育所に直接送付いたしますことを申し添えます。

### 記

- 1 研修会名 平成 24 年度保育所長集中講座
- 2 日 時 平成 25 年 2 月 25 日(月)～27 日(水)
- 3 会 場 「パンパシフィック横浜ベイホテル東急」  
(みなとみらい線「みなとみらい駅」より徒歩 1 分)  
〒220-8543 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-7  
Tel 045-682-2222 (代表)
- 4 定 員 500 名 (定員になり次第締め切らせていただきます)
- 5 対 象 保育所長または保育所長に準ずる者
- 6 参加費 会 員 14,000 円 非会員 19,000 円
- 7 その他 研修内容・参加申込方法等については、別添開催要綱をご覧ください。  
また、後日、全保協のホームページに掲載しますので、あわせてご覧ください。

### <問合せ先>

全国保育協議会事務局 (全社協児童福祉部) 担当: 岡澤、山本  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
Tel 03-3581-6503 / Fax 03-3581-6509  
e-mail: [zenhokyo@shakyo.or.jp](mailto:zenhokyo@shakyo.or.jp)

# 第39回全国保育士研修会 開催要綱

## 趣 旨

国における子ども・子育てにかかる制度の検討については、平成24年8月に子ども・子育て関連3法案が国会で可決・成立し、制度の枠組みが決められたところです。

今後、本格施行をめざし基盤整備等が進められていきますが、全国保育士会は子どもの最善の利益を第一に考える保育士等の立場から、子どもが豊かに育つ保育の実現のために、引き続き全国保育協議会と共に働きかけを行なっていきます。

児童福祉施設等最低基準の条例への委譲については、保育の質の低下が懸念されるのですが、今後も動向を注視し、子育てにおける地域格差が広がることのないよう、各都道府県における対応を支援していきます。

一方、子どもと子育てをめぐる状況は依然様々な課題を抱えており、子どもの虐待問題や障害のある子どもへの対応などが求められています。さらに保育所保育指針で示されているように、地域の子育て支援を行うことも求められており、保育士はより一層専門性を向上させていかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、本研修会では、新たな制度について理解を深め、保育士として保護者支援の方策、保育の質を高めるための自己評価、子どもの発達段階に応じた保育の展開方策と主任保育士等に求められる役割、保育所における人材養成のあり方等について知識を深めます。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、災害に対する保育所保育士の災害対応の取り組みについて情報の共有を図ります。

本研修会は、保育をめぐる環境を一層向上させるため、また、子どもが豊かに育つ保育を実現していくために、主任保育士・リーダー的職員の専門性・指導性の向上により、保育所における保育実践・保護者支援の組織的な向上をはかることを目的に実施するものです。

## 期 日

平成25年2月18日(月)～19日(火)

## 会 場

パシフィコ横浜 アネックスホール

神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1  
☎045-221-2155

## 定 員

500名 (定員になり次第締め切らせていただきます。先着順)

## 主 催

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会 全国保育士会  
『保育の友』

## 対 象

主任保育士<sup>および</sup>  
保育所のリーダー的職員

## 参加費

12,000円 (全国保育士会会員および全国保育協議会  
会員保育所職員、『保育の友』読者)

13,000円 (その他の一般参加者)

## 実施主体

全国保育士会

## 後 援

厚生労働省(予定)

## 日程

9:30	12:00	13:00	13:15	17:00	
2月18日(月)		受付	開会式	全体研修	
2月19日(火)	9:30	コース別研修			16:30

## プログラム

### 第1日目 2月18日(月) 全体研修

時間	内容
12:00～13:00	受付
13:00～13:15	開会式
13:15～14:15	行政説明 <b>保育をめぐる国の動向と課題(仮題)</b> 講師：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課(予定)
14:15～14:35	休憩
14:35～16:05	シンポジウム テーマ： <b>乳幼児の育ちに望ましい保育とは</b> ～子どもの育ちと保育について考える～ ねらい：乳幼児期の子どもにとって必要な保育の本質とはなにか。いま、保護者は保育所にどのような保育を期待し、地域は保育所にどのような役割や機能を望んでいるのか。保育所では、養護と教育が一体となった保育によって子どもの健やかな発達を保障しているが、その本質について保護者や地域社会に理解を深めていくためには、さらにどのような取り組みが必要なのか。子どもをとりまくこんにちの社会環境を見据えつつ、子どもの育ちにとって望ましい保育のあり方について考える。 コーディネーター：日本社会事業大学 准教授 <b>金子 恵美氏</b> シンポジスト：KANSAIこども研究所 子どもコンサルタント <b>原坂 一郎氏</b> シンポジスト：NPO法人親子コミュニケーションラボ 代表 <b>天野 ひかり氏</b> シンポジスト： <b>全国保育士会</b>
16:05～16:50	報告 テーマ： <b>大規模災害に備えた保育士の対応と対応方策について</b> ねらい：東日本大震災における保育士の対応状況やその後の自然災害に備えた取り組み等について、全保協・全国保育士会で取りまとめた報告案について共有し、全国の保育所・保育士における災害対応の取り組みを促す。 報告者： <b>全国保育士会</b>
16:50～17:00	1日目終了・事務連絡

コース	(テーマ)・ねらい
<p>Aコース 保護者との 協力</p>	<p><b>講義と演習</b> テーマ: <b>保育所における保護者の子育て支援を考える</b></p> <p>ねらい: 地域全体で子どもの育ちを守っていくことが求められている中、子育てに悩む保護者に対する支援など、保護者との協働による子育てをどのように行っていくべきか。保育所・保育士が果たすべき役割と機能について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての現状と課題</li> <li>● 保護者との信頼関係づくり</li> <li>● 保育所・保育士が担う保護者支援</li> </ul> <p>講 師: 文教大学 教授 <b>櫻井 慶一</b></p>
<p>Bコース 組織としての 実践の評価</p>	<p><b>講義と演習</b> テーマ: <b>自己評価を通じて保育の質を高める</b></p> <p>ねらい: 保育所保育指針では、保育実践を振り返り自己評価を通じて保育の質の改善に努めるよう求めている。保育士の立場から「自己評価」のあり方について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自己評価」とは</li> <li>● 「自己評価」の必要性</li> <li>● 「自己評価」の進め方</li> </ul> <p>講 師: 東京家政大学 教授 <b>増田 まゆみ</b></p>
<p>Cコース 子どもの発達 と 健康の理解</p>	<p><b>講義と演習</b> テーマ: <b>子どもが豊かに育つ保育とは</b></p> <p>ねらい: 子どもが豊かに育つ保育内容や保育環境とはどのようなものなのか。主任保育士およびリーダー的職員の立場から、子どもの発達段階に合わせ保育所保育のあり方と展開について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現代の子どもの生活状況と課題</li> <li>● 子どもの発達にとって重要なこととは(生活のリズム、食事、運動等)</li> <li>● 保育所における子どもの発達に留意した保育とは</li> </ul> <p>講 師: 元立教女学院短期大学 教授 <b>今井 和子</b></p>
<p>Dコース リーダー的職員 への 助言・指導</p>	<p><b>講義と演習</b> テーマ: <b>保育所における保育士の人材養成とは</b></p> <p>ねらい: 全国保育士会は、「保育士のキャリアパスの構築に向けて」(平成23年)をまとめ、保育士が誇りとやりがいをもって働き続けることができるキャリアパス体系を示した。各保育所におけるこれからの人材養成のあり方について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● キャリアパスの構築について</li> <li>● 保育所における人材養成方策</li> </ul> <p>講 師: 日本女子体育大学 准教授 <b>天野 珠路</b></p>

#### ■ 事前課題について

今後、演習等に使用する事前課題を提示する場合があります。その場合は、参加券送付の際にお知らせいたしますので、研修会当日にご持参ください。指定の記入用紙がある場合には、参加券送付の際に同封いたします。

#### 【事前課題の例】

- (1) 参考図書『学びの物語の保育実践』の2章・4章を事前に読んで受講することをおすすめします。
- (2) 保護者対応で悩んでいることがあれば、レポートにまとめ、1日目の受付の際に提出してください(2部)、等

#### ■ 必携図書および参考図書について

講義・演習の必携図書および参考図書がある場合は、参加券送付の際にお知らせいたします。

# 参加・昼食・宿泊のご案内

## 1. 申込方法

【第39回 全国保育士研修会 参加/昼食/宿泊申込書】に必要事項をご記入の上、名鉄観光サービス(株)新霞が関支店まで郵送またはFAXでお申込みください。電話でのお申込みはお受けできませんのでご了承ください。



**平成25年1月31日(木)**

※締切日以前でも定員(500名)に達した時点で受付を終了させていただきます。

## 2. 宿泊のご案内

※料金は朝食付、諸税・サービス料を含むお一人様1泊あたりの金額です

宿泊施設名称	申込記号	部屋タイプ	宿泊料金	会場からの所要時間/最寄駅
パンパシフィック 横浜ベイホテル東急	A-1	シングル	18,500円	会場より徒歩約5分 みなとみらい線「みなとみらい」駅直結
	A-2	ツイン	11,000円	
横浜桜木町 ワシントンホテル	B-1	シングル	11,000円	会場より徒歩約13分 JR・市営地下鉄「桜木町」駅 徒歩2分 みなとみらい線「馬車道」駅 徒歩3分

※ 部屋数に限りがございますので申込書到着順での受付とさせていただきます。

※ 申込書には第二希望までご記入をお願いします。第一希望のホテルが満室となりました場合は第二希望ホテル(または他ホテル)への宿泊をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

※ ツインタイプ(A-2)のお申込はお申込時に同室者が決定されている場合に限らせていただきます。申込書の同室者氏名欄に同室の方の施設名およびお名前をご記入ください(当方では相部屋の組み合わせは行いません。ご了承ください)。

## 3. 昼食のご案内

研修会2日目のご昼食(お弁当)手配を承ります。ご希望の方は申込書にてお申込みください。



**お一人様 … 1,200円(お茶付・税込)**

- ・ 研修当日の昼食申込受付はできかねますので、ご希望の方は必ず事前にお申込みください。
- ・ 会場周辺にはレストラン等の飲食施設が少ないためお申込みされることをお勧めします。

## 4. 送金手続について

- 申込締切日以降、開催の10日前に「参加券」および「振込依頼書」を申込書にご記入いただきました所属先所在地宛にご送付いたします。到着後振込依頼書記載の口座に費用をご送金ください。
- 参加費の領収証を希望される方は研修会当日受付までお申し出ください。入金を確認の上、領収証をお渡しいたします。

## 5. お申込後の変更・取消について

- 変更・取消が発生した場合は申込時の申込書を変更箇所がわかるよう訂正の上、再度FAXにて名鉄観光サービス(株)新霞が関支店にご送信ください。
- 参加費送金後に参加を取消された場合は、参加費の返金はいたしません。研修会終了後に、参加券を事務局にお送りいただければ研修会資料を送付させていただきます。
- 宿泊、昼食の取消につきましては取消日により下記の取消料が発生します。予めご了承ください。

	14~8日前まで	7~2日前	前日	当日12:00まで	当日12:00以降 および無連絡取消
宿 泊	20%	30%	40%	50%	100%
昼 食	50%	100%			

※受付時間外の変更・取消のご連絡は翌営業日の受付扱いとさせていただきます。ご了承ください。

第39回

# 全国保育士研修会

平成25年2月18日(月)～19日(火)

参加/昼食/宿泊

## 申込書

- 郵送又はFAXにて名鉄観光サービス(株) 新霞が関支店まで **平成25年1月31日(木)** までにお申込ください。
- 1月31日以前に定員(500名)に達した場合は、その時点で申込受付を終了とさせていただきます。ご了承ください。

◎ 2名様以上でお申込みされる場合は本申込書をコピーしてお申込みください。  
 ◎ 「2日目希望コース」は、第三希望までご記入ください。

### 参加申込

申込日： 月 日

都道府県 または 指定都市名	所属先			
フリガナ			女性	職名
参加者氏名			男性	経験年数
第2日目 希望コース A～Dの記号を ご記入ください	第一希望  コース	第二希望  コース	第三希望  コース	
参加費区分	該当に○をつけてください 1 . 2		1… 全国保育士会会員および全国保育協議会会員保育所職員、 『保育の友』読者 (12,000円) 2… その他の一般参加者 (13,000円)	
所属先 所在地 (参加券等送付先)	郵便番号		※参加券の送付先となりますので、正確にご記入ください。	
	住所			
	電話	FAX	申込担当者	様
通信欄				

### 昼食申込

2日目(2月19日)昼食(お弁当) < 1,200円(お茶付・税込) >	昼食申込	申込します . 申込しません
--------------------------------------	------	----------------

### 宿泊申込

※各ホテル部屋数に限りがございますので先着順での受付とさせていただきます。ご希望は第二希望までご記入をお願いします。

宿泊申込記号記入欄	宿泊日(泊数)	ツイン(A-2)ご希望の場合の 同室者施設名及び氏名	備考 喫煙・禁煙の希望がございましたらご記入ください
第一希望 . 第二希望	2月 日より(泊)		

### 費用計算欄

申込内容に基づく費用計算をお願いします。

①参加費	②昼食代	③宿泊代(第一希望にて算出をお願いします)	費用合計額(①～③の合計額)
円	円	1泊あたり 円 × 泊	円

※参加券送付の際(開催10日前を予定)に費用合計額の振込依頼書を同封します。到着後ご送金の手続きをお願いします。

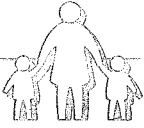
申込先

名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店 担当：波多野

受付時間 平日9:30～17:30 (土日祝日は休業とさせていただきます)

TEL 03-3595-1121 FAX **03-3595-1119** (添書不要です)

- 変更・取消が生じた場合はお申込みの時の申込書を変更箇所がわかるよう訂正の上、FAXにてご連絡ください。



## 「保育活動専門員」認証制度の実施について

全国保育協議会(全保協)および全国保育士会の各研修会では、受講することで得られる研修ポイントを設定し、一定ポイント以上を獲得した方に対して、認定証(任意)を発行する認証制度を実施しています。

全保協・全国保育士会が平成24年度に開催する以下の研修会がその対象となります。また、あわせてブロック保育協議会・ブロック保育士会が主催の研修会についても一部対象に含まれています。

### 全国保育協議会(全保協)研修会

- ① 保育所長専門講座(1年間の通信講座)
- ② 保育所保健・衛生専門研修会
- ③ 保育21世紀セミナー
- ④ 公立保育所トップセミナー
- ⑤ 全国保育研究大会
- ⑥ 保育所長集中講座

### 全国保育士会研修会

- ① 主任保育士特別講座(1年間の通信講座)
- ② 全国保育士研修会
- ③ 「保育スーパーバイザー」養成研修会
- ④ 全国保育士会研究大会
- ⑤ 全国保育士会食育推進研修会

\*本制度の詳細は全国保育協議会のホームページ(<http://www.zenhokyo.gr.jp/>)をご覧ください。

## 研修会場のご案内(地図)



- みなとみらい線(東急東横線直通)「みなとみらい駅」より徒歩3分。  
 JR京浜東北線、市営地下鉄「桜木町駅」より徒歩12分、バス7分、タクシー5分。
- 「東京駅」より「横浜駅」まで JR東海道線25分。「羽田空港」より京浜急行24分、リムジンバス30分。
- 「横浜駅」より「桜木町駅」まで JR京浜東北線3分。「新横浜駅」よりJR横浜線又は市営地下鉄15分。
- 「横浜駅」より「みなとみらい駅」まで みなとみらい線3分。

### 申込みの受付先・宿泊・食事に関するお問い合わせ

**名鉄観光サービス(株)新霞が関支店**《担当:波多野》  
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階  
 TEL 03-3595-1122 FAX 03-3595-1119  
 受付時間:平日9:30~17:30(土日祝日は休業)

### 研修会の内容・運営に関するお問い合わせ

**社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育士会事務局**  
 《担当:今井、森山、有重》  
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
 TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509